

# 研究紀要

---

第1号 令和2年度

---

発刊のことば

「伝月僊筆 三国志図屏風」修復報告…………… 永井優香子

刈谷市歴史博物館の開館半年を終えて…………… 長澤 慎二 1

水野十郎左衛門尉について…………… 五十嵐正也 15

戦国期の大工と地域社会

—水野信元黒印状を起点として—…………… 山下 智也 34

令和元（2019）年度の博学連携事業の報告…………… 中村 雅至 61

西石根第7号窯（IG-67）の須恵器、灰釉陶器

—刈谷市所蔵の谷沢資料から—…………… 河野あすか 66

## 発刊のついで

刈谷市歴史博物館は平成三十一年三月二十四日に開館してから二年が経ち、ここに「刈谷市歴史博物館 研究紀要 第一号」を刊行することとなりました。

令和二年九月に「年報」を刊行し、既に初年度における博物館全体の活動報告を行いました。この「研究紀要」は、以前から刈谷市で収集し保管していた歴史資料・古文書・考古資料、及び刈谷の歴史にかかわる調査研究や、「年報」に記載された活動報告をより深く掘り下げた研究の成果をまとめたものです。

開館一年目は企画展を予定通り開催しましたが、二年目を迎える頃に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時休館という事態となり、約三ヶ月の休館を経て、対策に配慮しながらの再開となりました。現在も全世界で広がる災禍が未だ終息を見せない中ではありますが、このたび「研究紀要」を刊行する運びとなったことは周囲の協力があったこそと思います。この場を借りて関係各位に深く感謝申し上げます。

この一冊が刈谷市歴史博物館の研究誌の出発点として、今後の研究を深める上での一助となり、さらに充実したものとなることを願い、発刊のことばといたします。

令和三年三月

刈谷市歴史博物館



【图2】伝月僊筆 三国志図屏風（左隻）



【图1】伝月僊筆 三国志図屏風（右隻）

# 「伝月僊筆 三国志図屏風」修復報告

永井優香子

## 一 作品概要【図1、図2】

作品名…三国志図屏風

作者…伝月僊

品質形状…絹本着色、六曲一双

寸法…左表のとおり

総寸法（各隻）	
修復前	一、七〇一×三、七三八mm
修復後	一、七〇〇×三、五八〇mm
本紙（各扇）	
修復前	一、〇四八×四四五mm
修復後	一、〇四八×四四五mm

本作は、平成三十一年度に個人より寄贈を受けた屏風である。箱書に「月僊図屏風」、各扇本紙に「月僊」の落款があり、今後の月僊研究に資する作品と思われる。そのため、令和二年度に修復作業を行い、研究の一助とすべく修復報告をまとめる。

## 二 修復前の状況

(一) 本紙は各扇とも全体にシミがあり、一部には水が流れた痕跡がある。全体が日に焼け、ホコリ等でくすんでいる。

## 刈谷市歴史博物館の開館半年を終えて

### はじめに

刈谷市は愛知県の中央部にあり、三河地方の最西部に位置する。現在は自動車関連企業が集積し、愛知県内は勿論、国内でも有数の産業都市として知られている。

刈谷市歴史博物館は、刈谷の歴史資料や祭礼文化を保存継承する施設として、二〇一九（平成三十一）年三月二十四日に開館した。歴史博物館の概要は「表1」（写真1）のとおりであるが、特に「多機能型博物館」という点に最大の特徴がある。歴史資料を保存し展示を行う「ミュージアム機能」の他に「祭り伝承機能」「埋蔵文化財保存活用機能」「アーカイブズ機能」を備えている（この機能については第一章で詳述する）。

開館までの経緯は「表2」のとおりである。東日本大震災の発生により立地条件の再検討を要し、基本設計以降は震災復興・東京オリンピックの影響による建設費の高騰などといった課題はあったが、開館に漕ぎ着けることができた。

本稿では、刈谷市歴史博物館の開館にいたる経緯を記録することを第一の目的とするが、開館にあたっての課題や現時点での対応策なども記すことで、将来の博物館のあり方を考える一つの参考としていただければ幸いである。

(二) 金地には所々浮きが発生し、波打ってしまった。スレも散見されるほか、大きく金箔が剥がれている。  
(三) 屏風裏の鳥の子紙が大きく破れ、下貼りが見えている。  
(四) 枠組が脆くなっており、貧弱になっている。

## 三 修復行程

- (一) 本紙を表装からはがし、古い裏打紙を除去し、水洗い。新規に肌裏打ちをする。
- (二) 木枠を新調し、骨縛り・蓑貼り・受け貼り・胴貼りを行った後、蝶番をつける。
- (三) 屏風表に本金箔を貼り、裏に雀型押し鳥の子紙を貼る。
- (四) クリーニングした金具を、元の表装と同じ箇所に取り付ける。

## 四 修復後の状況・所感

本紙洗浄により、全体のくすみが取れ、腰の帯や鎧の緑に鮮やかな群青・白緑が使用されていることが分かった。また、衣服の彩色や鎧の表現がより鮮明になり、衣文や髭などに擦筆の表現も散見される。本作が月僊の真筆、あるいはそれに追隨する作品であるかどうかは、今後の慎重な判断が必要となる。今回の修復は、その判断の一助となるだろう。

長澤慎二

[表1] 刈谷市歴史博物館の概要

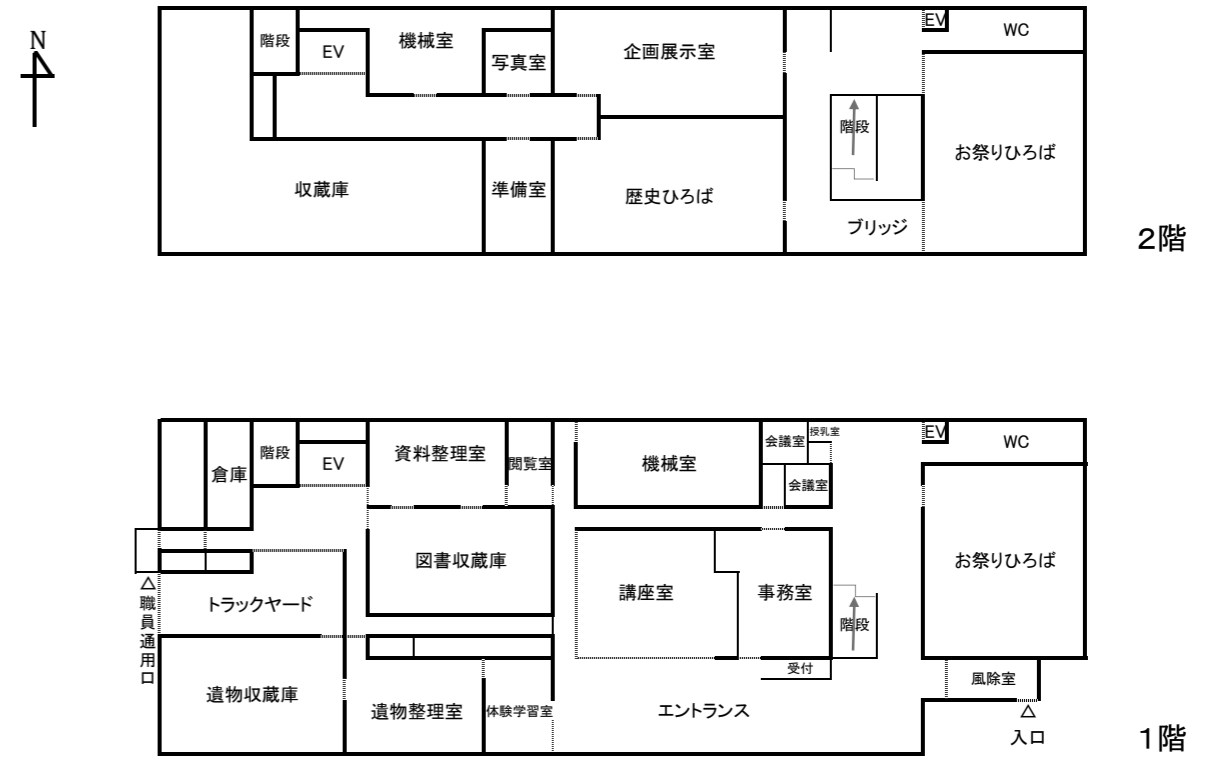
名称	刈谷市歴史博物館
所在地	刈谷市逢妻町4丁目25番地1
構造	鉄骨鉄筋コンクリート SRC造 一部S造（2階建て）
敷地面積	11,958.10㎡
延床面積	4,263.65㎡
高さ	16.17m
駐車場	81台（無料）（内身障者用3台）
開館時間	午前9時～午後5時
休館日	月曜日、祝日の翌日、年末年始
入館料	常設展：無料（企画展は展示によって異なる）



(写真1) 歴史博物館外観



刈谷市歴史博物館館内平面図



平面図

[表2] 刈谷市歴史博物館の沿革

年度	内容	外部委員会
2002	第6次刈谷市総合計画（2003～2012年）の中期計画に「歴史資料館」建設事業が位置づけられる	
2007		
2008	市組織の関連部署で検討	
2009		
2010	「刈谷市歴史博物館基本計画」策定	
2011	刈谷市歴史博物館建設計画検討委員会において、博物館の立地条件等再検討を行う	刈谷市歴史博物館建設計画検討委員会
2012		
2013	建設予定地におけるボーリング調査実施	
2014	刈谷市歴史博物館基本設計（建物・展示）	刈谷市歴史博物館建設委員会
2015	刈谷市歴史博物館実施設計（建物・展示）	
2016	建設工事	
2017	工事監理	
2018	展示・蔵庫設置委託 等 開館（2019年3月24日） 開館記念企画展「初代刈谷藩主 水野勝成展～「鬼日向」のいくさとまちづくり～」 開催（3月24日～5月19日）	刈谷市歴史博物館協議会

## 第一章 歴史博物館開館までの経緯

### 第一節 「刈谷市歴史博物館基本計画」の策定

「はじめに」でも記した通り、刈谷は産業都市として発展してきた。現在の刈谷市の中心市街地となる旧刈谷町域は刈谷藩の城下町であったが、近代に入ると瓦や煉瓦などの製造工場が造られることで発展した。その後、豊田佐吉による自動織機の試験工場誘致に成功し、現在の産業都市の姿へと繋がっていく。市制施行は一九五〇（昭和二十五）年、一九五五年には北に隣接する富士松村と南の依佐美村の一部を合併、現在の形が確定した。合併当時は約五万二千人、二〇一九（平成三十一）年四月現在での人口が約十五万人で、七十年の間で約三倍に増加している。人口増の要因は他地域からの転入であるが、数世代にわたって刈谷市に住み続けている市民も多い。

産業都市としての発展に注目が集まりがちだが、歴史文化を継承する施設がこれまで無かった訳ではない。刈谷城本丸跡の亀城公園に近接する刈谷市郷土資料館は、昔の小学校の建物を利用して、一九八〇年に開館した。また市指定文化財等の公開を目的として、隣接する図書館の一部を利用して郷土資料館分室を設置、蔵庫も図書館内に置かれていた。しかしこれは臨時的措置であり、蔵庫スペースには限界があった。また、温湿度などは外気の影響を受けやすく、指定文化財や古文書類の保管には不十分な環境だった。そのため、新しい施設の建設が求められるようになった。さらに、これは全国的な流れでもあるが、中心市街地の空洞化、商店街の衰退が

進む中で、地元地区からは伝統的な祭礼（刈谷市においては万燈祭など）の活性化、及び保存継承が訴えられるようになった。

二〇〇七年度より、市の内部で「歴史資料館」建設に向けたプロジェクトが動き出した。なお、筆者は二〇一二年度に刈谷市役所に入所したため、それ以前の事柄、具体的には基本計画の策定には参加していない。そのため基本計画の策定までに関することは聴き取りや、資料に基づいての記述となる。二〇〇八年度には「刈谷市歴史資料館建設推進検討部会」が開催され、基本的な枠組みが練られた。当初は資料の収蔵展示施設である「歴史資料館」として検討が始められたが、祭礼の保存継承や古文書の閲覧機能などを含む「歴史博物館」へと変化した。ただし、同時期に発生したリーマンショックによる税収の落ち込みもあり、基本計画の策定は二〇一〇年度に行うこととなった。

策定された「刈谷市歴史博物館基本計画」では、「ミュージアム機能」の他に「祭り伝承機能」「埋蔵文化財保存活用機能」「アーカイブズ機能」という四つの核となる機能が明文化された。

「ミュージアム機能」は歴史博物館の軸となる機能で、収蔵品の保存・展示、地域に根差したテーマを中心とした企画展の開催、そして体験などの教育普及活動を行うものである。

「祭り伝承機能」は市指定文化財の山車の公開、万燈祭で使用する万燈の担ぎ体験や道具類の展示などが中心に据えられている。

「埋蔵文化財保存活用機能」は発掘出土遺物の整理や調査報告書の作成を行うもので、これまで刈谷市においては別施設で行われていたため、学芸員が市役所から通う必要があった。これを歴史博物館の中に組み込むことで、より効率的に業務を行えるようになるも

のである。また、発掘出土遺物を利用した教育普及活動の一層の推進も企図している。

「アーカイブズ機能」は古文書の整理及び閲覧の機能を意味する。刈谷市では、以前市史編纂の際に収集された古文書類やマイクロフィルムを多数保管しているが、これまで閲覧する場所が無かった。歴史博物館の完成に伴い、「いつでも・誰でも」古文書類の閲覧ができることを目指すものである。

基本計画策定段階では二〇一五年度の開館を目指していたが、二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災により、境川の河川敷の近隣という立地条件に対する不安の声が上がった。そこで、二〇一一年度末から外部有識者を集めた「刈谷市歴史博物館建設計画検討委員会」が設けられ、二〇一二年度から二〇一三年度にかけて建設予定地のボーリング調査、及び愛知県が公表した津波浸水想定に基づく検討が行われた。

この中で、津波の浸水域から外れていること、耐震や免震などの工法を検討することが決められ、翌二〇一四年度より基本設計に入ることとなった。

## 第二節 基本設計から竣工まで

刈谷市歴史博物館の建設における最大の特徴は、建物設計と展示設計とに分けて発注したことである。通常は建築設計会社に一括で設計を委託し、展示設計はその中に含まれる場合が多い。しかし、刈谷市においては建築設計と展示設計を発注段階で分け、市を含めた三者が定期的な打ち合わせの機会を設けて進めていくこととした。

用する山車であることから、屋内展示であれば搬入の度に燻蒸が必要であった。そこで山車に関してはガラスケースでエリアを区切り、屋外から直接搬入できるようにした。

### ③防火区画の設定

当初案では、企画展示室と常設展示室との間にスライディングウォールを用いた可変的な展示空間の設定を検討したものの、両展示室の間は防火区画を分けるよう指導があり断念した。

なお、この時期は東京オリンピックの開催決定による建設ラッシュや震災復興需要によって、建築費が膨らむ傾向にあった。これは当然、歴史博物館にも当てはまり、建築費削減のための方策の検討が行われ、検討の結果、当初予定していた免震構造から耐震構造への変更などによって建築費を削減することとした。

また展示に関しては、基本計画段階から常設展示室（現・歴史ひろば）・企画展示室・祭り展示室（現・お祭りひろば）の三室で構成することになっていたが、その具体的な内容を決定した。常設展示では、基本計画で示した三つのテーマ（刈谷の縄文時代、刈谷藩と城下町、刈谷発の近代化）に基づき、展示資料の調査を進めた。テーマ以外の時代も取り上げる通史展示も検討したが、展示室の面積の関係上、三つのテーマに絞って展示を構成するテーマ展示を採用した。通史に関しては年表や情報端末を使用して補足するとともに、体験コーナーも若干ではあるが設置した。

企画展示室の設計においては、重要文化財の公開基準をクリアするため、細心の注意を払った。これまで刈谷市では重要文化財を所

た。これにより、展示や保存管理といった博物館特有の機能が建築に反映されやすい体制となった。

建物基本設計ではプロポーザル方式により設計業者の選定を行い、(株)佐藤総合計画と契約した。このプロポーザルにおいて、歴史博物館の建築デザインは城跡の北側という立地を生かし、「和」をイメージしたものとすの旨の提案があった。さらに、将来的に重要文化財の公開承認施設を目指すこととし、以降文化庁や国立文化財機構東京文化財研究所（当時※現在は文化財活用センターに移管）と協議を行った。また展示基本設計に関しては入札方式により、基本計画より携わっていた(株)丹青社と契約した。

設計においては、基本計画に記されている四つの機能を維持した上で、文化財の保存により適した施設とするための検討が行われた。虫害防除や万一の浸水時に備え、収蔵庫や展示室を二階部分に配置した他、文化庁との協議において特に留意した点は以下の通りである。

#### ①非常電源の設置

建設予定地は、刈谷市の洪水ハザードマップによると、大雨での浸水被害の可能性が指摘されているため、浸水時においても資料への影響を防ぐため、電気設備を二階とし、屋外に非常用発電機を設置して停電時でも一定期間空調が稼働するようにした。

#### ②山車展示スペースの位置づけ

「祭り伝承機能」において市有形民俗文化財である山車を展示するため、展示方法について検討した。現在も大名行列・山車祭に使

有していないため、今後公開する際は借用が前提となる。壁付ケースでは、膝高から天井までという一般的な高さのガラスケースを採用し、行灯型ケースや覗きケースは備品で購入することとした。これによって、長躯の仏像などを除き、ケース内で展示が可能となった。

祭り展示に関しては、刈谷を象徴する三つの祭り（大名行列・山車祭、万燈祭、野田雨乞笠おどり）の資料を展示するのみならず、万燈の担ぎ体験など体験型展示を盛り込むこととした。また映像なども使用し、祭りの臨場感を味わえるよう努めた。

二〇一八年五月に建物が竣工した後、展示室と収蔵庫の工事に入った。この展示工事に関しては開館の約一カ月前となる二〇一九年二月末に完了した。

## 第三節 建物引渡後の課題

二〇一八（平成三十年）五月末の竣工後、建物は引き渡しとなり、市で管理することとなった。組織改編や事務用備品購入時期の関係上、すぐに歴史博物館へ移動することはできず、学芸員は十月以降、事務職員（館長含む）に関しては十二月に移動となった。この間、いくつかの課題が発生したが、この課題を整理すると以下の通りで、翌年三月の開館に向けて各課題の解消をはかった。

### I 建築デザイン・建材に起因する課題

#### II 建物内への虫等の侵入

#### III 資料・図書類の移動や整理に関する課題

ここでは、三つの課題の状況と、その対応について記していく。



## I 建築デザイン・建材に起因する課題

歴史博物館は、刈谷城跡の近隣に位置しており、基本設計段階から和をイメージしたデザインとなった。そのため、館内には木材が多用されている。また、エントランス部分は自然光を取り入れるため、南面がガラス張りとなっている。これにより、複数の課題が明らかとなった。

### a エントランス天井ルーバーからの水滴落下

エントランス天井部分のルーバーに使用する杉材には防火薬剤が塗布されていたが、梅雨明け時に高温多湿状態が続いたため、薬剤が木材の表面に浮き出て（白華現象）結露した水分が落下する現象が発生した（写真2）。これは塗布した薬剤の性質と温湿度の上昇により発生した。そのため、空調機だけでなく扇風機等も使用し、エントランスを中心に空気の循環を促した。

なお、防火薬剤を再塗布する必要が生じたため、十一月に再塗布し、温湿度管理により解消した。

### b エントランス部分の照明

歴史博物館のエントランスには図書コーナーが設置されており、歴史関連図書を閲覧することができる。エントランスの南面は外光を取り入れるためガラス張りとな



(写真2) 結露による床への浸透

## II 建物内への虫等の侵入

歴史博物館設計段階で参考とした九州国立博物館（二〇〇五年開館）や三重県立博物館（二〇一四年開館）ではIPM（総合的有害生物管理）による燻蒸を前提としない資料保存活動を既に行っていたため、歴史博物館においても当初計画されていた燻蒸室を設けず、IPMによる虫害の防除を実践することとした。文化財収蔵庫・展示室を二階に設け、二階のバックヤードを最重要区画と捉え、一階に虫が侵入しても二階へ上がらないように努める必要があった。前述のとおり歴史博物館は境川の河川敷の近隣に位置している。そのため、夏季には南風、冬季には河川からの西風がバックヤード付近に吹き込む。この環境下において、文化財害虫を含む虫の侵入は十分に考えられたため、通用口は二重扉とし、収蔵庫をはじめ文化財に直接触れる諸室は二階に設置するなど、設計段階でも対策は施したが、一部に虫の侵入が見られた。

虫の種類で一番多かったのはダンゴムシであり、続いてゲジヤムカデが多く見られたが、幸いなことに文化財害虫は確認されなかった。またこれは虫ではないが、河川敷に隣接していることから七月から八月にかけてサワガニも見られた。侵入経路は不明であるが、出入り口に近いところよりも館内の中央部で確認されることが多く、配管を伝って入ってきた可能性もある。ただし、サワガニに関してはその後見られなくなった。

文化財害虫の侵入はなかったものの、これらを放置すれば、資料搬入後に文化財害虫が侵入する可能性も高まるため、何らかの対策が求められた。まず虫の侵入経路を確認するため、粘着トラップを仕掛けた（写真4）。養生テープと両面テープを使用した手製のト

なっているが、外光の入らない悪天候時や冬季の夕方には暗くなることが判明した（写真3）。エントランスや外構にスポット照明が設置されているため、ナイトミュージアム開催時など夜の雰囲気を楽しむイベントであれば趣ある情景となるが、図書閲覧は困難である。そのため、スポット照明の増設を行い、解消をはかった。

### c 展示室のコルク床の浮き

一階お祭りひろばでは、夏場にかけて床面の一部に浮きを確認されるようになった。これは床に敷かれていたコルクタイルが、室内の温度上昇で膨張したことによるものである。これは温湿度管理の対応で解消した。

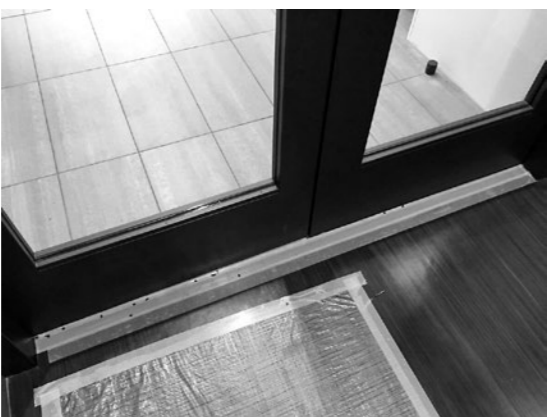
### d 外構の植栽

歴史博物館の立地が公園の近辺にあることから、外構には多くの植栽が設けられることとなった。植栽計画も設計会社が行い、二〇一八年の秋より植え始めた。しかし、翌二〇一九年は例年に比べて雨量が多く、植栽部分の排水が進まないこともあった。そのため、一部の草花類が枯れてしまうという現象が発生した。

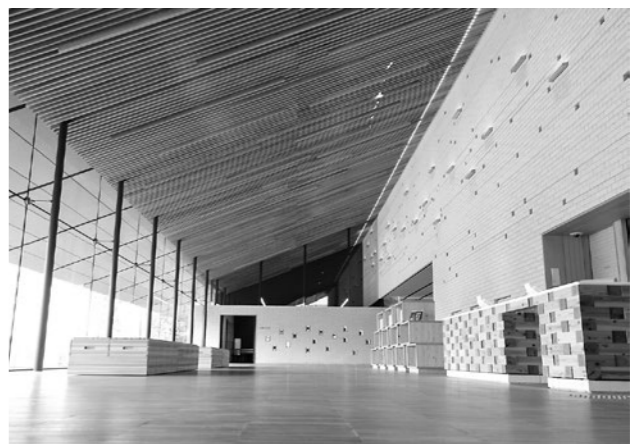
ラップを、館内一階部分の複数箇所に設置した。数週間継続した結果、(1)西側の職員通用口からの侵入が多いこと、(2)同じく西側にあるが、トラックヤードからの侵入は少ないこと、(3)エントランスからの侵入も比較的小さいこと、(4)二階への階段部にも侵入はあるが、途中までで留まっていることが判明した。

対策としては、まずバックヤード、特に職員通用口からの侵入を防ぐため、内扉・外扉の下部にブラシをつけることとした。また、空調もバックヤードから館外に向けて空気が流れるよう、陽圧空調とした。これにより、ダンゴムシの侵入は抑えられるようになった。開館半年が経過した時点においてもダンゴムシなどの侵入は散見されるため、その都度捕獲して、記録している。

※上記I・IIの課題に関して、現在は概ね解決しており、館内に異常が見つかれば適切に対処する体制が構築されている。虫害に関しても、資料の保存に影響を与える文化財害虫は開館後もほぼ見られず、博物館として適切な環境が維持されている。



(写真4) トラップを仕掛け虫の侵入経路の調査



(写真3) 歴史博物館のエントランス(上部はスポット照明のみ)



### Ⅲ 資料・図書類の移動や整理に関する課題

これまで刈谷市では、複数の施設において資料や参考図書を保管していた。歴史博物館開館までにそれらの資料や図書の移動を終える必要があるが、資料に関しては建物竣工後に収蔵庫棚の設置が行われたため、その設置完了と、さらに有機酸・アンモニアの測定（基準値を下回らなければ引き渡しができないため）を待つ必要があった。そのため、資料の移動は十二月に行った。

資料・図書の保管先は「表3」のとおり五箇所あり、美術品輸送と通常の輸送を分けて行う必要があった。

(1)、(2)に関しては収蔵資料であり、歴史博物館までは六百メートル程度の距離であるが、美術品輸送とした。(1)のうち、縄文人骨は展示ケースの解体が困難で、ケースご

[表3] 資料の移動内容

	移動元	内容	輸送方法
(1)	郷土資料館	考古資料	美術品輸送
(2)	郷土資料館分室※	美術工芸資料、文書資料、考古資料	美術品輸送
(3)	資料室	参考図書、マイクロフィルム、紙焼き資料	一般の輸送
(4)	埋蔵文化財倉庫	考古資料	一般の輸送
(5)	名鉄高架下倉庫	山車（刈谷市指定文化財）、祭礼で使用する道具	保存会による運搬

※郷土資料館分室は、郷土資料館に近接する図書館内に設けられた展示室及び収蔵庫。郷土資料館は国の登録文化財建造物で、文化財等の収蔵・展示スペースの確保ができないために設けられた。なお、郷土資料館分室は2018年8月31日をもって閉室した。

と運搬する必要があり、かつ郷土資料館にはエレベーターが無いため、運搬用の櫓を組み、多くの人手をかけて積み込みを行った。

(3)は歴史博物館の資料整理室へ移動するもので、図書類だけでも約二万点と膨大であった。これら図書・紙焼き資料は、閲覧に供するため、分類やラベル貼りを行う必要があった。これは図書館で行う整理作業と同様のスキルが求められるが、本来であれば司書が行うべき業務であるが、歴史博物館には司書資格をもった職員が行うべため、分類表の作成や整理は職員が手分けして行った。基本的には図書館で一般的に用いられている「十進分類表」に基づいたが、歴史博物館という性格上、「歴史」に分類される図書が多くなること、自治体史や関連刊行物、郷土史は細かい整理を行う必要があるため、独自の分類表を作成し、併用して整理を行った。作業自体は二〇一七年十二月から開始したが、多くの人手と時間を要した。

(4)はコンテナに入った状態で保管されていた。歴史博物館の遺物収蔵庫への移動は、考古資料であるため一般の輸送業者に委託し、調査地や出土遺物が混ざらないよう注意を払った。

(5)は祭り展示室（現・お祭りひろば）の山車スペースに移動するものである。特に山車は解体ができず、高さも六メートルあるため、実際の祭礼時と同様に公道を使って移動させた。保存会の協力のもと二〇一九年二月二日に移動を完了した。

### 第四節 展示計画

展示については先述のとおり基本計画時に常設展示室（現・歴史ひろば）・企画展示室・祭り展示室（現・お祭りひろば）を設けることが明記されており、これに基づいて設計も進められた。

常設展示室のジオラマ・映像・模型に関しては竣工前から製作を開始した。特に近代の展示の中で上映する「刈谷ものがたり」は約二十分の映像で、郷土資料館や地元中学校などの公共施設を使って撮影を行った。

この他展示室（写真5）には、来館者の興味を惹く様々な仕掛けが用いられている。例えば、刈谷城のジオラマの下には、ジオラマの参考図として使用した「刈谷城絵図」が設置されているが、これは城と城下町の位置関係を分かりやすくするためのものである。また、展示室中央には、テーマ展示を補完するための絵年表を制作した。この絵年表は、日本の歴史と

刈谷の歴史を繋ぐべく制作したもので、刈谷や三河と、歴史上大きな事件や日本の偉人との関係を示す資料となっている。さらに、体験コーナーには縄文・近世・近代の衣装体験を設けた。女性の場合、時代順に並べるとアンギン衣装・小袖・女学生となる。この衣装は大変精巧で、生地も厚く作られており、現在も人気を博している。



(写真5) 常設展示室（歴史ひろば）全景

企画展示室は南面・北面に壁付ケースを設置した。この展示ケースはエアタイトで、百パーセント開口が可能である。企画展示の場合、展示資料の形態は屏風・彫像・茶器・軸・文書・考古資料など多岐にわたるため、特定の資料に合わせた展示ケースを制作することは難しい。そのため、展示ケース内の天高や広さを最大限に確保した上で、資料の形態によってその都度展示台や什器を使用して展示することとした。

また、壁付けケースのほか可動式のケースも発注した。内訳はハイケース一台、覗きケース三台、行灯型ケース二台（うち一台は免震台付）、個別免震台一台である。ケースはいずれもエアタイトで、重要文化財の公開が可能な仕様となっている。

祭り展示室については、先述のとおり山車と祭り道具を移動した他、万燈については体験用・展示用各二基の計四基

が必要で、保存会に新作の製作を依頼した。一月には完成し、保存会によって搬入された（写真6・7）。



(写真6) 祭り展示室（お祭りひろば）に設置された山車



(写真7) 祭り展示室（お祭りひろば）に設置された万燈



以上、展示計画を記したが、歴史博物館の場合、館運営の軸となりうるコレクションはなく、美術工芸資料が少ないこともあり、歴史博物館のオープンに伴い、美術工芸資料の寄贈・寄託の増加が期待される。

## 第五節 企画展

基本計画において、企画展については「常設展示」のテーマや刈谷に関するさまざまな事項をテーマとして、より掘り下げた内容の展示」と位置づけていた。これに基づき開館記念企画展のテーマを議論し、「初代刈谷藩主 水野勝成展」を開催することとなった。

水野勝成は初代刈谷藩主であるが、刈谷藩時代の資料はほぼ皆無といった状況で、これまで取り上げることが難しかった。一方、勝成が後に藩主を務めた広島県福山市においては、福山城博物館を中心に展覧会の開催実績があったため、そこでの展示を参考とした。福山の場合、福山城の築城を行った福山の開祖でもあることから、必然的に城下町の開発にスポットが当てられた展示となるが、刈谷で開催する以上、刈谷時代の事績にも注目をしなければならぬ。そこで、勝成が刈谷に在城していた時代の合戦（関ヶ原の戦い・大坂の陣）に着目し、家康を支える武将としての立場を紹介することとした。

企画展示室は長大な壁付ケースが二本あるため、二章立ての展示が最も違和感なく観覧していただけたと考えた。そのため、第一章「水野勝成の戦い」、第二章「為政者・水野勝成」とし、勝成の武勇と内政の二面性を伝える展示とした。資料も福山市の他、「結城水

野家文書」寄託先の茨城県立歴史館や、勝成が参戦した合戦の舞台となった大垣市（関ヶ原の合戦における大垣城攻め）・柏原市（大坂夏の陣における小松山の戦い）・南島原市（島原・天草一揆における原城攻め）等から借用した。そのため、資料の借用も四回に分けて行うこととなった。初回の展示であり、まずは建物の雰囲気を感じていただきたいという考えから、入口看板や天井吊りの章立て用バナー看板の他は大規模な造作は行わなかった。

水野勝成展は二〇一九年三月二十四日（日）から五月十九日（日）までの開催で、「開館記念企画展」と銘打ち、無料展とした。三月二十四日のオープニングの他、期間中には改元やそれに伴う十連休も重なった。そのため休日を中心にイベントを多く実施し、集客に努めた。特に五月五日（日・祝）は「福山デー」と称し、福山の歴史を紹介するイベントを多数実施した。

さらに、市内で発見された「豊臣秀吉朱印状（加藤主計頭清正宛）」を四月二日（火）～二十一日（日）までの期間限定で展示公開し、それに伴い報道発表も行った。内容が朝鮮出兵を命じるものであったためにマスコミを中心に予想外の反響を得て、県外からも多くの来館者があり、水野勝成展会期中を通じて二万人を超える来館者を得た。

## 第二章 博物館の機能と現状

### 第一節 開館後の現状

ここでは歴史博物館開館から半年経過後の二〇一九（令和元）年十月一日時点での現状と課題を記す。

#### ①組織

歴史博物館の設置者は刈谷市教育委員会であるが、「刈谷市教育委員会事務の補助執行に関する規則」により補助執行を行うため、組織上は市長部局である市民活動部文化観光課に属する。

歴史博物館の職員数は、二〇一九（平成三十一）年四月の人事異動を経て十二名（正職員）となった。体制は館長―館長代理以下となっており、係は設けられていない。館長・館長代理とも一般事務職で、この他に指導主事（教員からの異動）一名、学芸員七名（歴史四名、美術工芸一名、考古二名）、主事二名となった。当初学芸員の数は全体で五名であったが、二〇一八年十月に二名、二〇一九年四月に二名の採用が行われ（当初の一名は本庁に異動、一名定年退職）、七名に増員された。なお、二〇一九年十月に更に学芸員が一名増員され、八名となっている。

現状、学芸員は博物館業務経験の浅い者が多い。そのため、例えば展示に関しては企画展ごとに主と副の二名で担当する体制とし、普及のうち学校連携に関しては都度対応者を決めている。今後、保存や普及など専属の担当を設ける可能性はあるが、まずは学芸業務全般を経験するためにこのような体制としている。

重要文化財の公開が可能な展示室を有しており、公開承認施設を指しているものの、重要文化財所有館ではないため、企画展を通じて学芸員の経験と、重要文化財の公開実績を積む必要がある。また、今後五年間に三回以上の借用公開を行い、公開承認施設となる要件を満たすと共に、規定上「重要文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長」が求められているため、今後、館長職について検討する必要がある。

#### ②運営

歴史博物館の開館にあたり基本運営方針を定めた。ここでは市民にとって、歴史に親しみ、学べる施設であること、また、児童・生徒らにとっても学習の拠点となること、さらに研究者や観光客にも満足できる施設となることを理念に掲げ、具体的な方策を挙げた。

歴史ひろば（常設展示室）の入館料に関しては、近隣市町村において徴収している例が多いことから少額有料の案もあった。しかし、博物館法第二十三条に「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない」との規定があること、基本運営方針において「市民にとって、歴史に親しみ、学べる施設」と謳っていること、刈谷市の他の施設において入館料を徴収している施設が無いことから、財政当局とも話し合った結果、無料とした。なお、企画展に関しては、規模の大きさによって一部有料とするが、開館記念企画展に関しては無料とした。開館時間は九時から十七時まで、資料閲覧室についても同様の対応をしている。

刈谷市歴史博物館は多機能型博物館であり、博物館運営、埋蔵文化財保存活用、アーカイブズ機能の各機能において臨時職員とともに

に事業を進めている。博物館運営に関しては窓口業務と企画展監視員・展示作業補助員を新たに雇用した。施設管理業務は職員が行っており、朝夕の門扉の開閉や諸室の温湿度の設定・モニタリングも職員が行っている。埋蔵文化財保存活用機能については、別施設で行われていたものを館内の遺物整理室で行うこととした。基本的には館内での作業が中心だが、発掘調査があれば屋外での作業となる。また、考古学関係のイベントの準備や当日の運営などにも関わっている。アーカイブズ機能は、元々市史資料整理のために雇用した臨時職員が現在は担っている。資料閲覧室では、歴史関係図書や古文書の紙焼きを「いつでも・誰でも」閲覧することができる。歴史博物館で収蔵する古文書は、市史編纂時に収集した資料が母体となっており、その後も寄贈を受けた関係で約八万点に上る。そのうち、マイクロフィルム撮影及び紙焼きを作成したもの、また個人情報保護の観点から問題のない資料に関して閲覧に供している。なお実物の閲覧に関しては、資料が収蔵庫で保管されているため、事前申請を必要としている。

### ③事業

歴史博物館の事業としては展覧会の他、各種イベントの開催、団体見学対応等がある。展覧会は年間三〜四本となっており、刈谷に関わるテーマを設定して開催する。企画展示室は約二百㎡であり、大規模な巡回展の受入れは不可能であることから、企画展は学芸員が全て企画している。展覧会関連事業は講演会が中心であるが、歴史への知識が豊富ではない層にも来てもらえるイベントを常に検討し、実施している。この他、土日を中心に簡単工作などのイベント

を行っている。

団体見学の中で特筆すべきは、市内中学一年生の歴史博物館見学である。展覧会の合間である六月に市内六つの中学から貸切バスを利用して来館し、刈谷の歴史について学習する機会設けた。中学のカリキュラムに合わせ、縄文時代の講義と歴史博物館のバックヤード見学、歴史ひろば・お祭りひろばの見学を二時間程度で行った。展示室の見学の際は、十〜十五名程度の班に分け、学芸員が解説した。刈谷城の大きさや自動織機に興味を持ってもらうことに成功し、教員からの評価も高かった。これを足掛かりに、今後とも学校との連携を深めていきたい。

### ④常設展示

常設展示はテーマ展示としているが、実物資料を多く展示しており、資料保存の観点から展示替を行っている。この展示替は三か月に一回程度実施し、展示ケース一本を学芸員一名が担当する。当初から計画に入っていた代替資料を展示することもあるが、新収蔵資料などの初公開の場とすることも可能である。ただし、テーマとしている時代から外れる資料に関しては展示する場がないという課題を抱えている。

## 第二節 将来の展望

ここまで歴史博物館開館の経緯及び現状について記してきたが、将来像について若干ではあるが触れておきたい。

### ①有料企画展の開催

次年度以降は年間三本の企画展を予定しているが、一部有料とする予定である。これまで常設展も企画展も無料だったため、有料の企画展を開催した場合、集客にどれほどの影響があるのかは不明である。刈谷市では美術館が有料企画展を開催し実績を上げているが、歴史博物館とは展示室の面積や求められるニーズも異なるため、そのまま参考事例にはできない面がある。歴史博物館として適正な価格を設定し、ディスプレイや展示内容においても無料展との差別化を図り、来館者に納得してもらえるような企画展の開催が求められる。

### ②企画展の内容

歴史博物館の基本計画において、企画展は「常設展示」のテーマや刈谷に関するさまざまな事項をテーマとして、より掘り下げた内容の展示」と位置付けられており、基本的には刈谷と関わりのあるテーマが設定される。例えば、刈谷地域の遺跡に関わる事柄や、歴代刈谷藩主といったテーマなどである。しかし、こうしたテーマ選定では歴史に関心のある層には興味をもたれるものの、その他の層の掘り起こしは困難である。また、展示資料についても固定化する傾向が生じやすくなる。

歴史博物館は体育館などの運動施設や、桜の名所でもある亀城公園に隣接していることから、例えばスポーツや花に着目した展示など、これまで博物館とは縁遠かった層へ訴えかける展示や、収蔵資料を活用するテーマの展示を行うことも必要である。「これまで博物館に来たことがない層」は「博物館を認知していない層」と言い

換えることができ、いわば「新規顧客」である。新規の来館者を開拓し、歴史博物館への認知度を上げる取り組みは、常に必要と考えている。

### ③他館との連携

刈谷市には歴史博物館の他に郷土資料館、美術館、夢と学びの科 学体験館、図書館があり、これら他館との連携を図っていく。単なる広報協力で留まらず、例えば図書館であれば企画展の内容を掘り下げるコーナーの設置や、パネルによる紹介など、歴史博物館への誘客に繋げる内容とする必要がある。

また県内、特に三河地域には歴史系の博物館施設も多いことから、そうした施設との連携事業も模索していきたい。近年「ひなまつりスタンプラリー」のような博物館施設相互の回遊性を高める事業や、複数の館で共同開催する展覧会の開催なども行われつつあり、様々な方策を検討していきたい。

### ④学校連携

先述の通り、市内中学校一年生の見学を実施しているほか、市内小学校三年生も万燈祭の体験のため歴史博物館に来館している。歴史博物館に指導主事（現役の学校教員）が配属されたため、学校との連携も図ることができている。学習指導要領の改正により、小学校三年生の社会科に「昔と現在のまちの比較」といったカリキュラムが入るなど、歴史博物館に求められる役割は大きくなっている。今後は歴史博物館の資料を用いた学習メニューなど、より連携を密にしていきたい。



また、市内には刈谷高校をはじめとする五つの高校があり、大学も愛知教育大学があることから、これら機関との連携事業も検討していきたい。

## おわりに

刈谷市歴史博物館は既存の郷土資料館のリニューアルという形ではなく新規施設として建設され、その運営形態も市の直営で行っている。その中で従来の展示・保管に加え、資料の活用を通じて文化振興の拠点としての役割も求められるようになっていく。

実際、博物館が開館してから資料の寄贈や調査の依頼は格段に増加している。個人だけでなく、神社や地域の集会所などからも倉庫の建て替えなどに伴う調査依頼があり、地域の歴史文化継承に貢献している。一般的に博物館は、企画展やイベントの開催による来館者数や事業収支で評価されがちであるが、学芸員による地道な調査研究も重要であり、評価指標として捉えられるべきである。勿論そのためには、調査研究成果を紀要やホームページなどで発信していくことが必要である。

本稿では、地域の歴史資料や祭礼文化を保存継承する施設として新たに建設された刈谷市歴史博物館の開館までの動向、及び建設後に発生した課題や対応策をまとめた。課題は多岐にわたっており、原因の究明にあたっては、文化庁・国立文化財機構文化財活用センターをはじめ、近隣館の学芸員に多大なるご協力をいただいた。特に愛知県陶磁美術館（当時）の田村哲氏には度々ご来館いただき、現場の環境モニタリングや対応策の検討にもご尽力をいただいた。

## 水野十郎左衛門尉について

### はじめに

近年、史料環境の整備により、尾張・三河地域史の研究は飛躍的に進展している。特に今川氏に関する諸研究の成果は目を見張るものがある<sup>①</sup>。一方で、織田氏や松平氏に関しても、勃興期、具体的には十六世紀初頭から中葉にかけての研究が盛んに行われている<sup>②</sup>。

その中で、織田氏と松平氏の間位置する水野氏に関する研究も進展している。代表的な研究は新行紀一氏のものである。新行氏は、従来の系図類や徳川史観に基づいた水野氏の歴史叙述に警鐘をならし、再考することの重要性を指摘した<sup>③</sup>。具体的には、忠政―信元の二代が一貫して緒川と刈谷を一円的に統治してきたという通説を批判し、緒川を中心に知多半島に勢力を拡大した緒川水野氏（忠政―信元）と刈谷を中心に西三河西部に勢力をもった刈谷水野氏（近守―守忠―信近）の二系統があり、当初は両氏の勢力が拮抗しており、桶狭間の戦いの後に緒川水野氏が刈谷水野氏を統合したと論じた。新行氏の研究は他の研究者にもおおむね受け入れられており、そもそも信元は存在せず刈谷水野氏の信近が緒川水野氏を併合したとする説や信元ではなく信近こそが緒川水野氏当主であるという説<sup>④</sup>、当初信近が緒川水野氏の当主であり、刈谷水野氏を信近が継いだために信元が緒川水野氏の当主となった説<sup>⑤</sup>などが提唱された。このような緒川水野氏と刈谷水野氏の関係を考えるうえで検討し

なお本稿はあくまでも刈谷市歴史博物館の場合であり、博物館一般には当てはまらない面はあると思われるが、他館のリニューアルや新規開館における参考になれば幸いである。

※本稿は、名古屋歴史科学研究会『歴史の理論と教育』第一五四号（二〇二〇年）に掲載した論文を転載（一部、館の判断により、開館後の状況を踏まえて加筆・訂正した）したものである。転載にあたり、名古屋歴史科学研究会に特別な御配慮をいただいた。

### 五十嵐正也

なければならぬ人物が水野十郎左衛門尉である<sup>⑦</sup>。この水野十郎左衛門尉は従来水野信元に比定されてきた<sup>⑧</sup>。しかし、新行氏は水野十郎左衛門尉宛今川義元書状写（後掲【史料13】）を永祿三年（一五六〇）に比定し、水野十郎左衛門尉は信元説を強く否定しつつも、諸説ありとして具体的な人物比定を行わなかった<sup>⑨</sup>。

その後の諸研究では、信元説と信近説で分かれているが、おおむね信近説を採る研究が多い。しかし、その根拠史料が後世の編纂物であるなど史料的に疑問であると言わざるを得ず、なお検討の余地がある。

この水野十郎左衛門尉は天文期において、今川氏や織田氏、美濃斎藤氏の当主から直接書状が送られるなど、政治的地位の高い人物である。この水野十郎左衛門尉が何者なのかを検討し確定させることは、当該期の緒川水野氏や刈谷水野氏の政治的地位を確定させることにつながり、ひいては、両氏に密接にかかわる織田氏や松平氏、今川氏を含んだ尾張・三河地域史を明らかにすることに大きく資することになる。

本稿では、この水野十郎左衛門尉が果たして誰なのかをまず検討する。その上で、天文期における緒川水野氏、刈谷水野氏の動向を具体的に明らかにすることを目的とする。

なお、緒川は小川・小河・緒河、刈谷は苅屋・刈屋などと史料上表記されることもあるが、煩雑さを避けるため、本稿ではそれぞれ

緒川、刈谷で統一する。

## 第一章 水野十郎左衛門尉Ⅱ信近説の検討

### 第一節 水野十郎左衛門尉Ⅱ信近説の根拠史料について

水野十郎左衛門尉を信元とする説をはじめに否定したのは新行氏であるが、この水野十郎左衛門尉を信近に最初に比定したのは、横山住雄氏であった。横山氏は、戸田純蔵氏の著書『東浦雜記』に掲載されている史料（後掲【史料2】）を引用し、水野十郎左衛門尉を信近とした。ただし、横山氏は、「史料に見えて存在が確実な十郎左衛門信近という人物は、信元とほとんど重複し、信近・信元は同一人物でなければ説明がなくなってしまう」、「史料から見ると限りでは信近Ⅱ信元と見てよい」とも述べている。信元の前名が信近であるという見解である。

井口友治氏は『寛永諸家系図伝』（以下、『寛永伝』とする。）の水野信元の項で「刈屋城主」としているが、「小川城主」とはしていないことから、子孫は信元を刈谷城主として認識していると述べている。また、同氏は『寛政重修諸家譜』（以下、『寛政譜』とする。）の信元の項に十郎左衛門尉の名乗りがないこと、天文二十一年（一五五二）まで信元の発給文書が見られないこと、信元の仮名・官途名が古文書で永禄七年まで確認できないことを理由に十郎左衛門尉を信元に比定するのは強引過ぎるとし、十郎左衛門尉と信元を別人であると結論付けた。そのうえで、『尾陽雜記』巻之七に記載されている入海神社の棟札（後掲【史料1】）を挙げ、そこに「水

野十郎左衛門信近」と記載されていることから、水野十郎左衛門尉Ⅱ信近とした。また、入海神社が尾張・三河国境を流れる境川の西側の尾張側にある神社で五貫文という大金を寄進していることから、水野十郎左衛門尉信近は緒川水野氏の当主であり、忠政の後嗣であるとした。一方の信元は緒川城主にはなれずに緒川水野氏の後見者・実力者として実権を握り、桶狭間の戦い後に刈谷水野氏の後釜に座って、初めて「城主信元」が誕生したという。

水野智之氏は井口友治氏の見解をおおむね引き継ぎ、水野十郎左衛門尉を信近に比定し、緒川水野氏の当主を信近としている。同時期の信元は緒川城主でも刈谷城主でもなかったが、織田方の立場を明確にする信元が次第に頭角を現してきたという。<sup>⑩</sup>  
松島周一氏も水野十郎左衛門尉を信近とし、緒川水野氏は忠政Ⅰ信近Ⅰ信元、刈谷水野氏は守忠Ⅰ信近Ⅰ信元と継承されたとし、忠政死去後に信近が緒川水野氏の当主となり、天文二十年に信近が刈谷城主となり刈谷水野氏を継ぎ、緒川水野氏は信元が継いだとする。<sup>⑪</sup>

四氏とも水野十郎左衛門尉を信近とする。その根拠は、『尾陽雜記』所載の「入海神社棟札」や戸田純蔵氏著『東浦雜記』の「入海神社奉造立御神殿壹宇」である。  
次に同史料を掲げ、具体的に内容を検討する。

#### 【史料1】『尾陽雜記』所載「入海神社棟札」<sup>⑫</sup>

入梅神社。神明帳ニ入梅從二位大明神。或時予社の棟札をおろして拝見つかふまつりけるに、文字きへてさたかならず、そのあらハにのこれるはかり書畢。

奉造立御神殿壹宇檀那衆 伍貫文 水野十郎左衛門 信近

天文十三年甲辰十二月

私曰右門大夫忠政死去之翌年也

・・・・・キエテ不レ見

式貫文一仙・仙千代か、しかれハ広忠公御幼名也、年月相違可尋。

五十疋・源次郎

壹貫文 御亀様・・・・

同 水野甚十郎妙家 コレハ體ニ不レ見、私曰齊藤助十郎信家か 百文

三十疋 水野甚十郎 百文 ・・・大工・・・

二十疋 同母儀 百疋 石濱宗右衛門

三貫七百分 水・・・長次 百疋 久桑 小工・・

貫文

五十疋 上様・御局女

祢宜彦八

願人 重野源十郎

大むねかくのことし

#### 【史料2】『東浦雜記』所載「入海神社奉造立御神殿壹宇」<sup>⑬</sup>

入海神社奉造立御神殿壹宇 檀那衆伍貫文

水野十郎左工門信近

天文十三年甲辰（右衛門大夫忠政卒後翌年也）

二貫文仙千代 広忠初名也

五十疋□□□□

五十疋源次郎

壹貫文御亀様

同 水野甚十郎妙家

三十疋水野甚十郎

二十疋同母儀

三貫七百分水野長次

五十疋上様御附女房

百文 不明

百文 不明

百文 石浜宗右工門

百文 久米彦八

弥宣久米彦八

願人重野源十郎

一見して両史料の記載内容がほぼ同一のものであることが分かる。戸田氏は『東浦雜記』の「はじめに」で、同書を「永年の間に備忘の為書留め蒐集しておいたもの」のうち重要なものをまとめた」と述べている。おそらく、【史料2】は【史料1】を書き留めたも



のであろう。以後は、【史料2】を【史料1】を写したものととして論を進める。

村岡幹生氏は、【史料2】の形態や文言について、疑義を呈している。<sup>(16)</sup> 村岡氏の指摘点は次の通りである。

- (一) 「入海神社奉造立御神殿吉字」というのが原態ならば不自然であり、「奉造立入海神社御神殿吉字」とあるべきである。
- (二) 全体の体裁が棟札と見ても奉加帳と見ても中途半端である。
- (三) 「石浜宗右工門」とあるが、当時のものなら一般には尉など四等官のうちの一つのいづれかの一字がつくはずである。
- (四) 「広忠初名也」「上様御附女房」「不明」などの文言は収録者の解釈を記したものと考えられる。

このうち、(一)については、【史料1】では「奉造立御神殿吉字」とあるので、問題はない。(二)については、当該期において、棟札に奉加帳のようなものが記されている事例は少数ではあるが確認できる。<sup>(17)</sup> (三)については、村岡氏の指摘するとおりであり、【史料1】では「水野十郎左衛門」としているが、一次史料ではいづれも「水野十郎左衛門尉」と「尉」がついている。(四)についても、まさに村岡氏の指摘するとおりで、『尾陽雜記』の編者の解釈を示しており、棟札本文ではない。

【史料1】には他にも文言に不自然な点がある。「水野甚十郎妙家」とは別に「水野甚十郎」が出てきたり、また「上様」が出てきたりする点である。「上様」は「水野十郎左衛門」を指しているか、そうでなければさらにその上位権力の存在を指していると考えられるが、当該期の三河や尾張地域の棟札においては、一般的に「領主」や「御屋形」という文言が使用されており、「上様」を使用してい

る。その信近の横に注として「天文四年比小川水野松平内膳の躰に契約ありと云々」とある。この松平内膳とは、松平清康の叔父で桜井松平氏の初代である松平信定である。『三河物語』にも確かに松平水野氏が松平信定の婿である旨記されており、『寛政譜』の桜井松平氏の項では、松平信定の娘の一人が水野信元に嫁いでいるとある。したがって、天文四年頃に松平信定の婿となる契約をしたのは水野信近ではなく、水野信元であろう。

また、同書卷之七や卷之八で信元の法名を「長江院」としているが、「長江院」は父妙茂(忠政)の法名である。さらに、卷之六の白林寺の項で、創建を「寛正二年乙丑」としているが、寛永二年の誤りである。

『尾陽雜記』そのものの性格についても慎重に検討する必要がある。雑記という性質からか同様の事項が複数箇所に記載されていることがある。<sup>(2)</sup> 卷ごとにある程度のまとまりがあっても、全体として体裁が整えられているわけではない。高木備太郎氏は、水野守俊の歴史調査の立場は水野氏の起源を源氏であるという説を積極的に補強しようとする立場であり、『尾陽雜記』の無批判の引用に警鐘を鳴らしている。<sup>(23)</sup>

同書には史料選択の問題もある。『尾陽雜記』に記録されている棟札はわずか三例のみであり、そのうち、戦国期の棟札は【史料1】のみである。入海神社には他に永禄元年の水野信元の棟札があったと『張州府志』には記載されている。<sup>(24)</sup> また、昭和四十五年に入海神社に合祀された水野氏の氏神として創建された由緒を持つ八幡社の棟札の中には、永禄十一年の水野信元嫡男元茂のものと伝わるものがある。<sup>(25)</sup> さらに、同じ緒川領内の村木神社境内の八幡社には、永禄

るものは管見の限り見つからない。

そもそも【史料1】にあるとおり、この棟札は「すでに文字きへてきたかならず」という状態であった。【史料1】よりも成立が一世紀ほど早い元禄七年(二六九四)成立の「知多郡緒川村諸社の覚」<sup>(19)</sup>には「天文拾三年甲辰造立有之、棟札有、委細の分ケ見へ不申候」とあり、少なくとも近世中期にはすでに判読不明な状況であった。【史料1】には「そのあらはにのこれはかり書畢」とあるが、先述したように文言に不審なところがあり、果たして正確に読み取れたのか疑問である。判読が難しいところを無理に読んだ可能性は否定できない。

以上より、【史料1】にあるように「水野十郎左衛門信近」と本当に記してあったのか、はなはだ疑問とせざるを得ない。しかし、すでにこの棟札は現存していないため、残念ながら確かするべきがない。<sup>(20)</sup>

## 第二節 『尾陽雜記』の史料的価値について

【史料1】が収録されている『尾陽雜記』は、その名のとおり尾張の歴史に関するさまざまなことが雑記帳のごとく記載されている。著者は確定できていないが、寛政期の尾張藩士水野守俊が加筆し、流布させたものと言われている。<sup>(21)</sup> 同書は原本が見つかっておらず、原本の誤りか写本作成段階での誤植か判断できないが、記載内容に明確な誤りが見られる箇所がある。以下、具体例を挙げる。

『尾陽雜記』卷之十には、水野氏やその家臣の名前が列記されている部分があり、そこには「水野十郎左衛門信近」も記載されている。四年の水野信元代清水家重のものと永禄十三年水野元茂代清水八右衛門の棟札がある。<sup>(22)</sup> このように緒川領内には水野氏に関連する棟札が数多く残されているが、なぜか収録されていない。『尾陽雜記』が【史料1】のみを収録したのは、水野守俊のなんらかの意図が働いたのではないか。どのような意図が働いたかは明らかにはえないが、【史料1】の「仙」を松平広忠に比定しているあたり、松平氏(徳川氏)と水野氏とを関連付ける意図があったのかもしれない。

以上見てきたように、『尾陽雜記』には二次史料としての性質ゆえの人名の記載間違い等があり、また、編者の意図による史料の取舍選択も認められるため、記載内容をそのまま鵜呑みにしてしまうことは危険であると言わざるを得ない。【史料1】(ないし【史料2】)のみで水野十郎左衛門尉Ⅱ信近としてしまうのは、早計に過ぎよう。今一度残された一次史料にもとづいて、水野十郎左衛門尉が誰かを考え直すべきではなからうか。

## 第三節 水野信近関連の史料について

水野信近は『寛政譜』などの諸系図によると、水野妙茂(忠政)の子であり、信元の弟、忠重の兄にあたる人物である。永禄三年五月の桶狭間の戦いに際して、今川方の武将である岡部元信により討ち取られた。

水野信近が一次史料に現れるのは、わずか数例である。以下、水野信近が登場する一次史料を全て掲げる。

【史料3】<sup>(27)</sup>  
奉寄進大溪堅雄禪定門日靈供田事

元青山土佐給田、市升二四俵成、  
一 壹石目 坪池田 小作職共二

畑是も土佐給の畑、庚戌年八小作こうや源次郎二百文二申  
一 四百文目 坪本刈屋南 付候間、二百文可有御納所候、  
百文ハ此方より可參候、

前ハ五百文目にて当年始而  
世上売買下直二付而如此候、  
以後ハ畑を御見せ候て、いか程二も  
可被仰付候、

畑是も土佐引跡新畑二而候、  
一 四百文目 坪せき 是も五百文めにて候を、四百文二付進入候、  
以後ハ其方よりいか程二も可被仰付候、

一 貳百文目 坪六枚畑の内 小作小嶋三郎右衛門入道

田合壹石目

畑合壹貫文目

右此年貢米を五俵宛納所申候、当年より此分  
小作職共二渡申所如件、

水野藤九郎代牛田源五

天文十九年庚戌三月六日

守次（花押影）

陵殿寺御長老忍甫様参

【史料6】<sup>(30)</sup>

嶋田かたへ御状令拝閱候、仍網懸之鶴被懸御意候、寔以畏悦之至候、  
殊先日も兄弟鶴贈給候、難申尽候、尚以当年自何方無到来候之処、  
及度々如此之儀奇特存候、旁従是可令申候条、不能巨細候、恐々謹言、

九月十五日

信長（花押影）

水野藤九郎殿

御宿所

【史料7】<sup>(31)</sup>

知行方之事

一 五拾三貫七百四拾文 智鯉鮒郷

一 貳拾貫四百八十文

一 貳拾貫八百六拾文

已上、

右分可有領知、猶追而可致沙汰者也、

永禄十一

六月八日

家康（花押影）

永見淡路守殿

個々の史料の解釈については、後述する。【史料3】から【史料7】  
までを一瞥してわかるとおり、水野信近はこれらの史料では「水野  
藤九郎」としか現れず、その名乗りも「信近」ではなくて「清近」  
である。<sup>(32)</sup>

刈谷水野氏は代々「藤九郎」を名乗っている。刈谷水野氏で史料  
上に最初に現れる近守は「水野藤九郎近守」として登場し、のちに  
「和泉守」となった。<sup>(33)</sup>「藤九郎」から「和泉守」へは大永元年から二

【史料4】<sup>(28)</sup>

定

祐福寺并寮舎

一 濫妨狼籍并伐竹木、不可陳取之事

一 兵糧米・鋒錢并諸課役、不可申懸之事

一 不謂敵味方、越物已下不可改之事

一 俵物等出入、不可相留之事

一 寺中引得之田地等、不可有違乱之事

右条々、於末代不可有相違、若当手面々於令違犯者、可処殿科者也、  
仍而如件、

天文廿<sup>辛</sup>五月日

水野藤九郎

清近（花押影）

【史料5】<sup>(29)</sup>

駿・遠両国内知行勝間田并桐山・内田・北矢部内被官給恩分等事  
右、今度於尾州一戦之砌、大高・杳掛両城雖相捨、鳴海城堅固<sup>亦</sup>持  
詰段、甚以粉骨至也、雖然依無通用、得下知城中人数無相違引取之  
条、忠功無比類、剩刈屋城以籌策城主水野藤九郎其外随分者数多討  
捕、城内悉放火、粉骨所不準于他也、彼本知行有子細数年雖令没収、  
為褒美所令還附永不可相違、然者如前々可令所務、守此旨弥可抽奉  
公状如件、

永禄三<sup>庚</sup>年

六月八日

氏真（花押）

岡部五郎兵衛尉殿

年の間に改称されている。<sup>(34)</sup>近守の後は守忠が跡を継いだ。<sup>(35)</sup>この守忠  
も「藤九郎」を称した。<sup>(36)</sup>そして、守忠に代わるようにして活動を開  
始するのが信近である。

【史料3】は信初の初見史料である。新行氏はこの「藤九郎」を  
守忠に比定し、守忠が重病などで署判不可能な状態であったため、  
家臣の牛田守次が代理で寄進状を發したとする。<sup>(37)</sup>しかし、大溪堅雄  
の毎日の靈供用として田畑を寄進したとあり、この大溪堅雄は信近  
の父である妙茂（忠政）のことであるので、小川雄氏が比定した通  
り、この「藤九郎」は信近にすべきであろう。<sup>(38)</sup>

翌年の五月には、【史料4】にあるとおり、信近は祐福寺に禁制  
を發する。この【史料4】が現在確認できる限りの信近の唯一の發  
給文書である。

【史料5】は桶狭間の戦いに際しての岡部元信の戦功を賞した今  
川氏真の判物である。この中で、元信は「水野藤九郎」すなわち信  
近を討ち取り、刈谷城を放火するという戦功を挙げた。信近死後に  
おいても「水野藤九郎」と呼ばれていたことが判明する。

【史料6】は永禄元年（二年頃）に織田信長から信近に送られた鶴  
（はやぶさ）の礼状であり、【史料7】は徳川家康から知立神社の神  
主である永見淡路守に出された領知宛行状である。どちらの史料も  
信近を「水野藤九郎」としている。

水野十郎左衛門尉II信元説を否定する際に、信元を十郎左衛門尉  
としている史料がないことを根拠に挙げられることがあるが、信近  
も【史料1】（【史料2】）を除いて、系図類等二次史料を含めても「十  
郎左衛門尉」とする史料はないのである。

信近以前の刈谷水野氏は代々「藤九郎」を名乗っていること、信



近の先々代にあたる近守は名乗りを「藤九郎」から「和泉守」と変えていること、一次史料では信近が「十郎左衛門尉」と称しているものはなく、終始一貫して「藤九郎」としか見えないことをここでは確認しておきたい。

## 第二章 水野十郎左衛門尉の人物比定

本章では、水野十郎左衛門尉が出てくる一次史料を全て挙げ、水野十郎左衛門尉が誰だったのかについて、具体的な検討に入る。<sup>39)</sup>

### 第一節 水野十郎左衛門尉信正について

水野十郎左衛門尉に関する史料のうち、一つだけ名乗りが記されている史料が存在する。

#### 【史料8】<sup>40)</sup>

野間大御堂寺、従前代雖為守護不入、猶以御理之義候之条、一円令免許上者、諸役等寺中之竹木・夫丸以下、此外於向後も申事有間敷者也、仍状如件、

元龜三年<sup>壬</sup>十月八日

水野十郎左衛門尉

信正（花押）

柿並

寺中<sup>參</sup>

おいても、信元・信近の弟である忠重は、藤十郎（輩行名）↓惣兵衛尉（百官名）↓和泉守（官途名）、その子勝成は藤十郎（輩行名）↓六左衛門（百官名）↓日向守（官途名）と名乗りが変わっている。両者とも輩行名から百官名へと変化しているのである。第一章第三節でみたように、信近は終生藤九郎（輩行名）を名乗っており、百官名である十郎左衛門尉を名乗っているとするならば、輩行名を名乗る前ということになり、他の水野氏の例からしても不自然である。水野十郎左衛門尉Ⅱ信元とする場合、十郎左衛門尉（百官名）から下野守（官途名）に変化していることになり、特に不自然な点は見つからない。

以上より、水野信元の嫡子である元茂が「十郎左衛門尉」を名乗っていたことは確実であり、その養父である信元も「十郎左衛門尉」を名乗っていた可能性が高い。

### 第二節 水野十郎左衛門尉に関する史料について

第一節では、水野十郎左衛門尉信正（元茂）について検討した。本節では、その前代の水野十郎左衛門尉に関する検討を行う。以下に水野十郎左衛門尉に関する史料を掲げる。

#### 【史料9】<sup>46)</sup>

厥以後無音、非本意存候、仍一昨日及合戦切崩討取候、頸注文水十<sup>水野十郎左衛門</sup>へ進之候、可有御伝語候、其方御様躰、雖無案内候、愚意令申候、此砌松次三被仰談、御家中被固尤候、是非共貴所御馳走簡要候、然<sup>松平忠忠</sup>者申談、近年織弾任存分候遺趣自他可申頭候、岡崎之義、御不和不

当該史料は、水野十郎左衛門尉信正なる人物が、柿並寺中すなわち尾張国知多郡にある野間大御堂寺に「前代」よりの特権である守護不入を改めて認めたものである。

この水野信正がいかなる人物か。『寛政譜』によると、「初忠高元茂 藤四郎 実は藤九郎信近が男、母は佐治氏。信元の養子。」とある。つまり、『寛政譜』は水野信元の養子である元茂と信正を同一人物としているのである。

元茂、信正に加え、信元と連署している人物に家元なる人物も登場する。<sup>41)</sup> 三者の花押を比較すると酷似しており、信元と連署していることや彼らに関連する史料がいずれも緒川領に関する内容であることから元茂、信正、家元は同一人物であるとみなせる。元茂の発給文書や棟札が緒川領に集中していることから水野信元の嫡子というの事実であろう。信元は桶狭間の戦いの後、刈谷に移るが、元茂は信元の跡を継ぎ緒川城主となり、緒川領を支配していたものとみられる。<sup>42)</sup>

水野元茂が藤四郎から十郎左衛門尉に名乗りを変えたことは大変重要な意味を持つ。まず、元茂が信元の嫡男であるという点である。養子は実父ではなく養父の名乗りを継ぐのが通例である。<sup>43)</sup> たとえ元茂が信近の実子であったとしても、信元の養嗣子となっている以上、十郎左衛門尉は実父の信近ではなく、養父である信元が名乗っていたのではないかということである。

次に、藤四郎（輩行名）から十郎左衛門尉（百官名）になったという点である。もし【史料1】が正しいとすると、信近は十郎左衛門尉（百官名）から藤九郎（輩行名）に名乗りが変わっていることになる。<sup>44)</sup> これは当該期では考えにくいことである。同じ水野氏に

可然候、尚期来信候、恐々謹言、

九月廿三日

利政（花押影）

安心軒

瓦礫軒

玉床下

#### 【史料10】<sup>46)</sup>

先度以後可申通覚悟候処、尾州当国執相二付而、通路依不合期、無其義候、其御理瓦礫軒・安心迄申入候、参着候哉、仍一昨日辰刻、次郎・朝倉太郎左衛門・尾州織田衆上下具足数二万五六千、惣手一同至城下手遣仕候、此方雖無人候、罷出及一戦、織田弾正忠手<sup>信秀</sup>、切懸、数刻相戦、数百人討捕候、頸注文進之候、此外敗北之軍兵、木曾川へ二三千溺候、織弾六七人召具罷退候、近年之躰、御国<sup>三</sup>又人もなき様<sup>三</sup>相働候条、決勝負候、年来之本懐此節候、随而此砌、松<sup>松平忠忠</sup>被仰談、御国被相固尤存候、尚瓦礫軒可有御演説候、可得御意候、恐惶謹言、

九月廿五日

秀元（花押影）

水野十郎左衛門尉殿

人々御中

#### 【史料11】<sup>47)</sup>

此方就在陣之儀、早々預御折紙、畏存候、爰許之儀差儀無之候、可被御心安候、先以其表無異儀候由、尤存候、弥無御油断、可被仰付儀肝要候、尚林新五郎可申候、恐々謹言、

織田弾正忠

閏十一月十一日

信秀

水野十郎左衛門尉殿

御返報

【史料12】<sup>(48)</sup> 今度酒將監水十郎左二一味叛籠城候所、当五月貴寺御憑、為本陣(酒井忠尚)水野十郎左衛門出勢候哉、勝敗互角二付相引候間、又々明六日出勢候間本陣二御憑申入候、御組下出勢可給候、早々、以上、

天文十五年九月四日(ママ) 廣忠 御花押  
隣松寺様

【史料13】<sup>(49)</sup> 夏中可令進發候条、其以前尾州境取出之儀申付、人数差遣候、然者其表之事、弥馳走可為祝着候、尚朝比奈備中守可申候、恐々謹言、

四月十二日(今川) 義元  
水野十郎左衛門尉殿

【史料9】【史料10】【史料11】【史料13】にあるとおり、美濃齋藤氏の重臣が水野十郎左衛門尉に対して厚礼であることや、織田信秀や今川義元から対等の立場で書状が出されていることに鑑みると、水野十郎左衛門尉は相当な立場の人物、すなわち水野氏の当主クラスであることは間違いない。

また、【史料9】【史料10】【史料11】は、内容から一連のものであり、いずれも天文十三年の美濃齋藤氏と織田氏との対陣関連のものであるが、注目すべきは、【史料9】で水野十郎左衛門尉が松平広忠と相談して、「御家中」を固めるように要請されていることである。この「御家中」は【史料10】では「御国」と表現されており、この「御国」は三河国のことと思われることから、「御家中」は松

### 第三章 天文期の緒川・刈谷水野氏の動向について

本章では、前章までに明らかにした事実に基づいて、天文期の緒川・刈谷両水野氏の動向や政治的位置を明らかにしたい。<sup>(50)</sup>

#### 第一節 信元の家督継承から刈谷水野氏の家督交代まで

(天文十二年～同十九年)

水野信元は天文十二年、父妙茂(忠政)の没後緒川水野氏の家督を継いだ。その後、妹於大が松平広忠と離縁するに及び、岡崎松平氏と敵対関係に入った。その頃に出されたのが【史料9】【史料10】【史料11】である。

【史料9】は齋藤利政より緒川水野氏の使僧とみられる安心軒・瓦礫軒に出されたもので、織田信秀との戦いに勝利したことを報告し、松平広忠と連携して信秀と対抗することを勧めたものである。【史料10】は齋藤氏家臣とみられる長井秀元から水野十郎左衛門尉信元に出されたもので、【史料9】とほぼ同内容であることから【史料9】に関連して出されたものであろう。

第二章でみたように、美濃齋藤氏から信元は松平広忠と相談して岡崎松平氏家中を固めるように要請されている。ここで想起されるのは、永禄年間半ば以降の信元と松平元康(徳川家康)の関係である。永禄四年の織田・松平同盟以後、信元は甥の松平元康の三河統一に力を貸した。具体的には、松平家の家臣団の統率や各方面との交渉など、松平氏の「宿老衆」以上に家康を補佐する役割を果たしていた。<sup>(51)</sup>ここにみられる松平氏に対する信元の後見的・補佐的な役

平家中のことを指していよう。当時、松平家中では、広忠と広忠の後見をしていた叔父の信孝が対立していた。したがって、水野十郎左衛門尉は美濃齋藤氏から松平家中の対立を調停できるほど相当の影響力を及ぼせる人物であるとみなされていたことが分かる。

さらに、【史料13】であるが、年次比定については後述するとして、内容を先にもみると、今川義元が夏中に進発するにあたり、尾州境すなわち尾張と三河の境に取出をこしらえるために軍勢を遣わしたので、「其表」についての「馳走」を水野十郎左衛門尉に求めている。「其表」は尾三国境に近いところとなろう。とすれば、水野十郎左衛門尉は尾州境に近い緒川水野氏か刈谷水野氏であることになる。

上記の諸点より、水野十郎左衛門尉は当該期の緒川水野氏当主である信元か刈谷水野氏当主である守忠もしくは信近に絞り込めるが、第一章で検討した通り、水野守忠や信近が十郎左衛門尉を名乗っている可能性は低い。また本章第一節で述べた通り、信元養嗣子信正(元茂)が十郎左衛門尉を名乗っていることから、養父信元が十郎左衛門尉を名乗っている可能性は十分にある。したがって、これら一連の史料に登場する水野十郎左衛門尉は信元とみて間違いなからう。水野信元の室と織田信秀弟信光の室はともに松平信定の女であり、織田信秀と水野信元は松平信定を介して縁戚関係にあったことも【史料11】の水野十郎左衛門尉を水野信元に比定する傍証となり得よう。

割は、実は元康の父広忠の時にも周囲から求められており、その役割を担えるかと判断されるほど、西三河において緒川水野氏の勢力が強大であったことを示している。

しかし、実際はこの頃にはすでに信元と松平広忠は敵対関係に入っており、【史料11】のように、信元は織田信秀と連携関係に入っていた。また、【史料12】にみられるように、天文十五年秋頃には松平広忠配下の上野城主酒井忠尚を離反させるなど、積極的に反広忠の行動を起こしていた。

通説では、織田氏と今川氏の対立が根底にあり、信元が妹於大を松平広忠から離縁させた後、織田氏―緒川水野氏対今川氏―岡崎松平氏という構造になったと言われている。しかし、この時期織田氏と今川氏が敵対していたという事実は確認できず、近年ではこの通説に疑問が呈されている。<sup>(52)</sup>柴氏は「天文十五年には、駿河今川氏・尾張織田氏・牛久保牧野氏・信孝(松平 引用者註)・酒井忠尚ら広忠反勢力と松平広忠・田原戸田氏とが対立する構図に至る」と述べているが、【史料12】や同時期に信元の使僧安心軒が駿府の今川氏のもとに赴いている事実を鑑みると、この反広忠勢力に信元も加わっていたとみなせる。さらに【史料12】によれば、酒井忠尚を反広忠勢力に誘引したのは信元ということになる。

このように、信元は反広忠勢力の結集に大きく寄与していた。しかし、その後、織田氏と今川氏が対立するに至った時、信元がどちらの側についたかは定かではない。刈谷水野氏は、織田氏に与同して今川氏に対立したようであり、天文十九年秋ごろにはその本拠である刈谷城を一時的に今川氏に占領されている。<sup>(53)</sup>同年十二月に今川氏は帰陣したが、この頃までに刈谷水野氏は織田信秀の「懇望」に



よって「赦免」された。

ところで小川雄氏はこの時の緒川水野氏は今川方であるとしている。その根拠としているのは、【史料13】である。【史料13】はこれまで永禄三年に比定されてきた。これを根拠に、永禄三年段階では信元は織田方であるから、今川義元と通交している水野十郎左衛門尉は信元ではないとされてきた。しかし、近年、これを天文十九年に比定する説が提唱されている。以下、【史料13】の年次について検討する。

まず、文中に出てくる「朝比奈備中守」について検討する。今川義元当主期の朝比奈氏は泰能とその子泰朝が該当する。泰能、泰朝ともに左京亮を経て備中守を名乗るが、泰朝は義元死去後の永禄三年八月三日時点でも左京亮を名乗っている。よって、義元当主期で備中守を名乗る朝比奈氏は泰能のみとなる。

その泰能は天文十九年九月十六日まで左京亮を名乗っており、備中守の初見は同年十一月二十九日である。また、泰能は弘治三年（一五五七）八月に死去している。

よって、【史料13】は天文二十年から弘治三年までの間に発給されたものと言える。

この間、天文二十三年正月には村木砦の戦いがあり、信元は今川氏と敵対するにいたる。【史料13】の文面からは今川義元と水野信元は敵対関係にあるとは思えないため、【史料13】の発給年代の下限は天文二十二年となる。したがって、【史料13】は天文二十年、二十一、二十二年のいずれかのものとなる。

現状、天文二十年から二十二年までのものとは比定できないが、【史料13】が天文十九年のものではないことは確かであるため、【史料13】が天文二十年から二十二年までのものとは比定できないが、福寺から禁制を申請されたのであろう」と述べている。

確かに、この頃、祐福寺のある部田村や杵掛は今川方の丹羽隼人佑が治めていた。しかし、天文二十年頃には、織田方に与同する丹羽氏秀が今川方の同族丹羽氏識に敗れて三河国加茂郡広見城主中条将監の元に逃れたといわれている。この丹羽氏と同族とみられる丹羽隼人佑にも一族内の抗争があった可能性が指摘されている。実情は、今川方である丹羽隼人佑の一族内で対立があり、その対立が激化したために刈谷水野氏が祐福寺近辺まで兵を出したのではないか。【史料4】のみでは、刈谷水野氏が今川方であったのか、織田方であったのかは判断できない。

その後、先述したとおり、天文二十三年には村木砦の戦いがあり、この頃までに緒川水野氏は今川氏と敵対関係に入った。そして、翌弘治元年十月には、緒川水野氏は刈谷水野氏と連携して今川氏に反旗を翻した西尾の吉良氏に援軍を送った。

永禄三年五月の桶狭間の戦いの際の緒川水野氏・刈谷水野氏の動きは一次史料からは見て取れない。しかし、「信長記」天理本では、大高城の南に「小河衆」が置かれており、また、信元家臣である梶川高秀・一秀兄弟が中島城に籠ったといわれており、織田方であった可能性は高い。加えて今川軍は鎌倉往還を通じて進軍しており、緒川水野氏と刈谷水野氏の勢力圏を外して行軍している。刈谷水野氏も緒川水野氏と同様織田方だったと考えられるが、刈谷水野氏が桶狭間の戦いの際に主だった行動をしていないのは、刈谷城近くの重原城が今川方であったため、刈谷城から動けなかったからではなかろうか。

桶狭間の戦いの際に、水野信近は今川氏の武将岡部元信によって

【史料13】をもって天文十九年段階で緒川水野氏が今川氏方であったという根拠にはならないことは確かである。

天文十九年の一連の今川氏による軍事行動において、信元がどう行動したかは判然としない。【史料4】のように、翌二十年五月に信近（清近）が祐福寺に禁制を出していることに鑑みると、今川氏が刈谷水野氏を赦免したことにより刈谷水野氏の家督が信元弟の信近に交代したと考えられるため、天文十九年段階では、少なくとも信元は今川氏と正面切って敵対する関係にはなかったと言える。今川氏の刈谷水野氏赦免の条件に、緒川水野氏当主信元の弟である信近を刈谷水野氏の当主とするという事項があったと考えられるからである。この条件が出された前提には、緒川水野氏と今川氏の友好関係があったのであろう。

刈谷水野氏の当主が緒川水野氏当主信元の弟信近となることにより、緒川水野氏の傘下に刈谷水野氏が置かれるようになった。実際、弘治元年に吉良氏が今川氏に反抗した際、援軍を求めするために吉良氏は人質を緒川水野氏に提出したが、緒川水野氏のみならず刈谷水野氏も援軍を派遣している。

## 第二節 水野信近の刈谷水野氏家督相続から桶狭間の合戦まで（天文二十年～永禄三年）

刈谷水野氏は今川氏により「赦免」されて半年も経たないうちに軍事行動を起こしたという。小川雄氏は【史料4】より、「東郷が鳴海山口氏が今川方転向に際して確保した杵掛城の近辺であり、刈谷水野氏は杵掛城の今川方勢力を対象とする軍事行動を展開し、祐討ち取られた。まもなく、信元が緒川から刈谷に移り、刈谷水野氏を「吸収」した。信元は信近の遺児元茂（信正）を養子として自身の嗣子とし、緒川に置いた。ここにおいて、元茂の緒川水野氏と、その上位者として緒川・刈谷両水野氏を統べる信元という体制が作られたのである。

### おわりに

最後に、本稿で明らかにしたことをまとめる。

第一章では、水野十郎左衛門尉を水野信近とする説の根拠となっている史料が『尾陽雜記』所収の入海神社棟札であることを明らかにし、同史料の文言に不審な点が多いことや『尾陽雜記』の史料価値に疑義があることなどから、同史料のみをもって水野十郎左衛門尉を信近と比定することはできないとした。また、信近関連の一次史料を列挙し、信近は藤九郎としか名乗っておらず十郎左衛門尉を名乗っていないことを指摘した。

第二章では、水野十郎左衛門尉関連の一次史料を全て挙げ、水野十郎左衛門尉信正が水野元茂や家元と同一人物であること、藤四郎（輩行名）から十郎左衛門尉（百官名）に名乗りを変えたことを明らかにし、信正（元茂）は水野信近の実子であるが水野信元の養嗣子となったため、信正の名乗りは養父信元の名乗りを継いだものではないかと指摘した。また、一次史料から水野十郎左衛門尉は水野信元か刈谷水野氏の守忠もしくは信近であると導き出し、第一章の検討結果や信正の名乗りより、水野十郎左衛門尉は信元であると結論付けた。

第三章では、第一章・第二章の検討結果により水野十郎左衛門尉を信元であるとしたことを踏まえ、信元の家督相続から桶狭間の戦いまでの緒川水野氏、刈谷水野氏の動向を明らかにした。天文十二年に家督を継いだ信元は、天文十三年頃までに松平広忠と敵対関係に入った。美濃齋藤氏は織田信秀との対抗上、信元と松平広忠の連携を画策するが、その中で信元は美濃齋藤氏より松平広忠と相談して岡崎松平氏家中を固めるように要請されており、永禄期の信元と松平元康（徳川家康）の関係にみられるような岡崎松平氏に対する信元の後見的・補佐的な役割がすでにこの頃から求められていたことを明らかにした。

天文十五年には信元に味方して上野城主の酒井忠尚が広忠に反旗を翻した。反広忠勢力には松平信孝や織田信秀、今川義元が名を連ねるが、その一員に信元も加わっており、とりわけ西三河の国衆に対する信元の影響力は大きいものがあつた。

織田信秀と今川義元が対立すると、刈谷水野氏は織田方について今川氏に対抗した。この時信元がどちら側についたかは定かではない。天文十九年に刈谷城が今川氏によって占拠され、刈谷水野氏が織田信秀の懇望により今川義元により赦免されると、刈谷水野氏の当主には信元弟の信近が就いた。これ以後、刈谷水野氏は緒川水野氏と歩調を合わせた行動をとるようになり、刈谷水野氏に対する緒川水野氏の影響力は増大した。

その後、天文二十三年頃までに緒川・刈谷両水野氏は今川氏と敵対関係に入った。弘治元年には今川氏に反抗した吉良氏から人質が緒川に送られ、それを受けて緒川・刈谷両水野氏の援軍が送られた。吉良氏は緒川水野氏に比べて格段に家格が高く、その吉良氏から人

質が送られて援軍を乞われるほど西三河における緒川水野氏の勢力は大きかった。また、人質は緒川に送られているにもかかわらず、緒川と刈谷双方から軍勢が出されていることから、緒川水野氏が刈谷水野氏に対して優位的立場であつたことが分かる。

桶狭間の戦いの際には水野信近は今川方の武将岡部元信によって討ち取られ、刈谷城は落城し、ほどなく水野信元が刈谷城を奪取した。信元は信近遺児元茂を自身の養嗣子として緒川に置き、自身は刈谷城を居城とした。ここにおいて、刈谷水野氏と緒川水野氏は一体化した。

以上、水野十郎左衛門尉の人物比定を行い、それに基づき、天文中期から永禄初期までの緒川水野氏と刈谷水野氏の動向を追いながら、織田氏や今川氏、松平氏といった周辺の大名や国衆との関係について論じてきた。最後に桶狭間の戦いの後の緒川水野氏について概述する。

桶狭間の戦いの後、刈谷水野氏を吸収した信元は、さらに勢力を拡大し、西三河西部から知多半島の東部にまたがる尾三境目地域を支配した。その拡大した勢力と前代からの関係により、松平元康（徳川家康）の補佐的立場として元康の三河征服に力を貸した。一方で、織田信長との関係は当初同盟関係であつたが、信長の上洛を契機に次第に上下関係に変化していった。しかし、信元は依然として將軍足利義昭と直接関係を持つなど隠然たる勢力を保持しており、信長にとって潜在的脅威であつた。この矛盾が天正三年十二月の信元・元茂父子殺害事件となつて現れるのであるが、これに至る政治過程等については稿を改めて検討したい。

## 注

- (1) 日本史料研究会監修・大石泰史編『今川氏研究の最前線 ここまでわかつた「東海の大大名」の実像』(洋泉社、二〇一七年)、大石泰史編『今川氏年表―氏親・氏輝・義元・氏真―』(高志書院、二〇一七年)、黒田基樹編『今川義元とその時代』(戎光祥出版、二〇一九年)、戦国史研究会編『論集 戦国大名と今川氏』(岩田書院、二〇二〇年)など。
- (2) 織田氏に関しては、横山住雄『織田信長の系譜―信秀の生涯を追って―』(教育出版文化協会、一九九三年)、鳥居和之『織田信秀の尾張支配』(名古屋博物館研究紀要)19、一九九六年)、村岡幹生「今川氏の尾張進出と弘治年間前後の織田信長・織田信勝」(愛知県史研究)15、二〇一一年)など。松平氏に関しては、平野明夫『三河松平一族 徳川將軍家のルーツ』(洋泉社、二〇一〇年、初出二〇〇二年)、同『徳川権力の形成と発展』(岩田書院、二〇〇六年)、村岡幹生『織田信秀岡崎攻落考証』(『中京大学文学会論叢』1、二〇一五年)など。
- (3) 『刈谷市史』第二卷 近世 第一章、第二章 新行紀一氏執筆分。以下、『刈谷市史』第二卷 近世は、『刈谷』と略す。
- (4) 井口友治「小川水野と刈谷水野の歴代の検討」(名古屋歴史文化研究会編『郷土文化』第55巻第2号、二〇〇〇年十二月)。
- (5) 水野智之「戦国・織豊期の西三河と水野氏」(刈谷市郷土文化研究会『かりや』第39号、二〇一八年)。
- (6) 松島周一「小川・刈谷城主としての水野信近」(愛知教育大学歴史学会編『歴史研究』第66号、二〇二〇年三月)。
- (7) 先行研究では、「水野十郎左衛門尉」と「水野十郎左衛門」の両方が使用されており、厳密に使い分けられていない。しかし、一次史料においては全て「水野十郎左衛門尉」と記載されており、「水野十郎左衛門」と記

載している史料は二次史料でしか確認できないため、本稿では「水野十郎左衛門尉」が正式名称であるとみなし、以下論を進める。

- (8) 『岡崎市史別館 徳川家康とその周囲』上 一九三四年 一四四―一四五頁。ただし、同書では「今此人(水野十郎左衛門尉 引用者註)を詳にしがたい」としており、断定を避けている。
- (9) 『刈谷』第一章第二節 七三・七四頁 「水野十郎左衛門尉の謎」。
- (10) 横山前掲書 一三二―一三三頁。
- (11) 井口前掲論文。
- (12) 水野前掲論文。
- (13) 松島前掲論文。
- (14) 本稿では、愛知県教育会編『尾陽雜記』(愛知県郷土資料刊行会、一九七七年)を使用した。なお、蓬左文庫所蔵『尾陽雜記』(十冊) (請求記号31―67)、『尾陽雜記』(四冊) (請求記号146―73) により、翻刻を改めた部分がある。
- (15) 戸田純蔵『東浦雜記』(愛知県郷土資料刊行会、一九八一年)。
- (16) 村岡幹生「今川氏の尾張進出と弘治年間前後の織田信長・織田信勝」(愛知県史研究)15巻、二〇一一年)注(11)。
- (17) 東栄町西菌目八幡神社 棟札銘(『愛知県史』資料編10 中世3 二二四八号)、岡崎市法蔵寺棟札銘(同書 二二九二号)など。以下、『愛知県史』資料編10 中世3、資料編資料編11 織豊1、資料編14 中世・織豊は、それぞれ『愛』10、『愛』11、『愛』14と略す。
- (18) 菟足神社棟札(『愛』10 二二六六号)、安久美神戸神明社棟札(『愛』10 二二八〇号)など。
- (19) 『新編 東浦町誌』資料編4 近世 入海神社文書 3―74号。以下、『新編 東浦町誌』資料編4は『新東』4、資料編6は『新東』6、本文編は『新



東』本文と略す。

- (20) 『新東』6 五四三頁。
- (21) 『新東』本文 第四編第四章第二節 一七九頁 高木備太郎氏執筆分。
- (22) 例えば、後掲の【史料4】は、『尾陽雜記』にも収録されているが、巻七と巻十に二度収録されている。しかし、巻七と巻十で文言に若干の差異がみられる。
- (23) 『新東』本文 第四編第四章第二節 一七九頁 高木備太郎氏執筆分。
- (24) 『新東』6 五四三頁によると、この永禄元年の棟札も残念ながら現存していないという。
- (25) 『新東』6 五四六頁。
- (26) 『新東』6 五三六、五三七頁。
- (27) 天文十九年三月六日付楞嚴寺忍甫長老宛牛田守次寄進状写(楞嚴寺文書、『愛』10 一七二九号)。
- (28) 天文二十年五月付水野清近禁制写(祐福寺文書 『愛』10 一七八五号)。なお、当該文書を写真で確認し、一部翻刻を改めたところがある。
- (29) 永禄三年六月八日付岡部元信宛今川氏真判物(藤枝市教育委員会所蔵文書 刈谷市教育委員会編『刈谷城築城480年記念展』二〇一三年 13号)。
- (30) (永禄元年〜二年) 九月十五日付水野藤九郎宛織田信長書状写(古今消息集) 五 『愛』10 二二三二号)。なお、年次比定は織田信長の花押型による。信長の花押型については、土山公仁「信長の花押デザインについて―岐阜在城時代までを中心に―」(岐阜市歴史博物館編『岐阜市歴史博物館研究紀要』20、二〇一一年) 参照。
- (31) 永禄十一年六月八日付永見淡路守宛徳川家康判物写(知立神社文書、『愛』11 六〇七号)。なお、『愛知県史』も『新編 知立市史』資料編も同文号)。
- (32) 永禄十一年六月吉辰付乾坤院三派評定書(西明寺文書 『愛』14 補三一六号)。
- (33) 連歌師里村紹巴の旅行記『紹巴富士見道記』永禄十年七月十日条には、「刈屋野州御嫡子緒川の御城」とあり、野州⇨水野下野守信元が刈谷城主、嫡子⇨水野元茂が緒川城主であったことを裏付ける。なお、『紹巴富士見道記』については、内藤佐登子『紹巴富士見道記の世界』(統群書類従完会、二〇〇二年) が詳細に検討している。
- (34) 実父ではなく養父の名乗りを引き継ぐ例として、上杉景勝の例がある。景勝は上田長尾氏の長尾政景の子であるが、政景の没後に長尾景虎(上杉謙信)の養子となり、謙信死後に後継者争いに勝利して家督を継いだ。景勝は当初喜平次を名乗り、天正三年以後弾正少弼を名乗るようになった(上杉氏文書 『上越市史』別編1 上杉氏文書集一 一二四一号、以下『上越市史』別編1は『上越』と略す)。養父謙信は天文二十一年より弾正少弼を名乗っている(上杉家文書 『上越』六三号など)。一方、実父政景は越前守を名乗っていたが(伊佐早文書 『上越』六二号など)、景勝は越前守を名乗りとしている形跡はない。
- (35) 『尾陽雜記』は、信近の名乗りを十郎左衛門から藤九郎に変えたとしている(同書 卷之七四〇二頁、卷之九 五一七頁)。
- (36) (天文十三年) 九月二十三日付安心軒・瓦礫軒宛斎藤利政書状写(徳川美術館所蔵文書、『愛』10 一五二四号)。
- (37) (天文十三年) 九月二十五日付水野十郎左衛門尉宛長井秀元書状写(徳川

書の家康の花押型が当該期の家康の花押と異なるとして、研究の余地ありとしている。同文書で永見氏に宛がわれた智鯉鮒(池鯉鮒)郷や一ツ木郷は後に刈谷城主となった水野忠重が治めている土地であり、また、近世の刈谷藩領でもある。そのことから【史料7】に出てくる「水野藤九郎」も刈谷水野氏の水野藤九郎であり、年代的にこの水野藤九郎は信近であろう。ただし、永禄十一年段階では、刈谷城主は水野信元であり、刈谷水野氏領は信元にそのまま引き継がれたと考えられるため、果たしてこの時期に徳川家康が刈谷水野氏領を宛がうことができたのか疑問である。

- (38) 松島氏は、【史料4】が写しであること、「清」と「信」のくずし字が似通っていることから、信近の誤写であるとする(松島前掲論文 二五頁参照)。
- (39) 八幡八幡宮奉加帳写(古案 六所并八幡書簡・奉加帳 『愛』10 九一六号)、「老葉集」巻首(『愛』10 九二八号)、「宗長手記」大永二年五月条ほか、大永五年二月付楞嚴寺宛水野和泉守近守寄進状(楞嚴寺文書、『愛』10 九九八号)。
- (40) 『愛知県史 通史編3 中世2・織豊』第一章第二節 五七頁。
- (41) 『刈谷』では、守忠を近守の子としている(同書 第一章第二節 四一頁)。小川雄氏は近守と守忠の關係性を不詳としつつも、守忠を「近守」から「守」字を拝領した世代の庶流であるとしている(小川雄「今川氏の三河・尾張計略と水野一族」(戦国史研究会編『論集 戦国大名今川氏』岩田書院、二〇二〇年) 一六九頁)。
- (42) 天文十四年三月十五日付明眼寺宛水野藤九郎守忠寄進状(妙源寺文書、『愛』10 一五五〇号)。
- (43) 『刈谷』第一章第二節 四三頁。
- (44) 小川前掲論文 一七〇頁。
- (45) 美術館所蔵文書、『愛』10 一五二五号)。なお、『刈谷市史』や『愛知県史』は同書状の宛所を「水野十郎左衛門」としているが、原本を確認したところ、宛所は「水野十郎左衛門尉」である。
- (46) (天文十三年) 閏十一月十一日付水野十郎左衛門尉宛織田信秀書状写(士林証文、『愛』10 一五三七号)。
- (47) 天文十五年九月四日付隣松寺宛松平広忠書状写(刈谷市歴史博物館蔵濱田篤二家文書「御当家御由緒記」)。
- (48) (天文二十年、天文二十二年) 四月十二日付水野十郎左衛門尉宛今川義元書状写(別本土林証文 『愛』11 七号)。
- (49) 天文期の緒川・刈谷水野氏の動向については、小川雄氏の詳細な研究がある。小川前掲論文を併せて参照されたい。
- (50) 『刈谷』第一章第二節 八九頁。
- (51) 平野明夫「家康は、いつ今川氏から完全に自立したのか」(同編『家康研究の最前線―ここまでわかった「東照神君」の実像』洋泉社、二〇一七年)、大石前掲編著天文十五年条(糟谷氏執筆分)、柴裕之「松平元康との関係」(黒田前掲編著所収) など。
- (52) 柴前掲論文二七七頁。
- (53) 天文十五年九月二十八日付牧野田三郎保成条目写(松平奥平家古文書写 『愛』10 一五七八号)。
- (54) 永禄三年十二月二日付松井宗恒宛今川氏真判物写(土佐国蠶簡集殘篇三 『愛』11 三〇号)。
- (55) (天文十九年) 十二月五日付明眼寺・阿部与五左衛門宛今川義元書状(妙源寺文書 『愛』10 一八〇九号)。なお、同文書は『愛知県史』などでは天文二十年に比定されているが、糟谷幸裕氏(大石前掲編著 天文十九年 糟谷氏執筆分)や柴裕之氏(黒田前掲編著所収 柴裕之「桶狭間合

戦の性格」二九九頁）が比定したように天文十九年のものである。

(57) 『刈谷』第一章第二節 七四頁、『愛』11 七号など。

(58) 横山前掲書 一八八頁、水野前掲論文 十二頁、小川前掲論文注38。ただし、小川氏は【史料13】について、「年次比定には諸説がある」としている。

(59) 永禄三年八月三日付本間長季宛今川氏真判物（『静岡県史』資料編 中世 三二八〇九号）。

(60) (天文十九年) 九月十六日付牧野保成宛朝比奈泰能書状写（『愛』10 一七四三号 「松平奥平家古文書写」）。なお、同文書は三河国宝飯郡にある長沢城を牧野保成が今川方に渡すという内容だが、天文二十年七月に今川義元が匂坂長能に長沢城在番を命じているため（『愛』10 一七九一号 「今川一族向坂家譜」）、前年の天文十九年に比定できる。なお、当期の牧野氏の動向については、山田邦明『愛知大学総合郷土研究所ブックレット23 戦国時代の東三河―牧野氏と戸田氏―』（あるむ、二〇一四年）三九～五七頁参照。

(61) (天文十九年) 十一月廿九日付魯耕鎮管上人宛太原崇孚・朝比奈泰能連署書状（『岡崎市資料叢書 大樹寺文書 上』一二七号）。なお、「高白齋記」天文十九年六月二日条では、「二日甲子、午刻御前様御死去、申ノ刻朝奈名備中守・一ノ宮出羽守・高井兵庫助方ヨリ甲府高白宿へ申遣ス」とあり、朝比奈泰能が備中守であるとされている。しかし、「高白齋記」は原本のみならず良質な写本も現存しておらず、作者も確定していない。また、後筆なども加えられており、記述を鵜呑みにするのは危険である。なお、「高白齋記」については、柴辻俊六「『高白齋記』の諸問題」（同『戦国期武田氏領の展開』岩田書院、二〇〇一年 初出二〇二〇年）、「山梨県史」史料編6 中世3上県内記録 解説「甲陽日記（高白齋記）」三～

六頁 参照。

(62) 駒澤大学図書館蔵「乗安寺殿法語」（『戦国遺文 今川氏編』第五巻 二七五二号）。

(63) 「信長公記」首巻。

(64) 横山前掲書では、同文書の下限を天文二十一年にしているが、その根拠として、天文二十一年の「水野下野守」の寺領寄進状を善導寺に与えており、水野十郎左衛門が天文二十一年には下野守に任官していることを挙げている。しかし、横山氏が根拠とした善導寺文書の天文二十一年善導寺宛水野信元朱印状写は、本文には「信元」とのみあり、「下野守」とは記されていない。確かに前書部分には「水野下野守殿御朱印之写」とあるが、これをもって天文二十一年段階で信元が下野守を名乗った根拠にはならない。よって横山氏の言うように、同文書の下限を天文二十一年にすることはできない。

(65) ただし、【史料6】にみられるように、織田信長と直接通交するなど刈谷水野氏がいまだ一定の独立した勢力を保持していたことに注意する必要がある。

(66) (弘治元年) 十月二十三日付某宛今川義元書状（江川文庫所蔵文書『愛』14 補一九八号）。

(67) 天文十九年十二月朔日付丹羽隼人佑宛今川義元判物（里見忠三郎氏所蔵手鑑、『愛』14 補一七九号）。

(68) 村岡幹生「新出の今川氏真判物と桶狭間合戦前後の高橋郡」（『豊田市史 研究』第二号、二〇一一年）七頁。

(69) 『新編 三好町誌 本文編』第二章第一節 九四頁。

(70) 注66今川義元書状。

(71) 「信長記」首巻、『寛永伝』梶川一秀の項。

(72) 天文十九年九月二十七日付亀田大夫宛今川義元判物写（勢州御師亀田文書、

『愛』10 一七四六号）、「信長記」首巻。

(73) 注29今川氏真判物。



## はじめに

戦国大名や国衆など地域の領主は、寺社の求めに応じ、あるいは寺社の動きを統制するために文書を発給しており、その中に希に含まれているのが大工に関する記述である。そこには寺社付きの大工ら職人の扱いが定められており、大まかに三つの内容に分類される。

① 寺社付き職人に対する役の免除。

【諸役免除】

② 職人の大工への登用。

【大工職の補任】

③ 対象の寺社に特定の大工を定めぬ。【大工職の撤廃】  
右のうち、①の諸役免除や②の「職」の補任は、職人に限らず寺社領に關係する商人などに対しても認められ、一般的な内容である。一方③は、②とは真逆の内容となっている。ここで次の史料をみてみよう。

〔史料一〕水野信元黒印状<sup>2)</sup>

大御堂寺大工之儀、向後不相定候、何時<sup>茂</sup>御造作之時者、何之番匠候共可被仰遣者也、仍如件、

永禄参

九月 日

信元(黒印)

大御堂寺

永禄三年(一五六〇)九月、緒川水野家の当主で、この後刈谷城主ともなる水野信元は、③に該当する右の黒印状を知多郡野間の大

御堂寺に与えた。信元が認めた内容は、大御堂寺の大工について今後は定めぬこと。いつでも造作の時は、どの(どのような)番匠であっても(造作を)命じることであった。

寺社領への安堵状の多くは寺社側にメリットのある事項が盛り込まれ、代わりに年貢や必要な役の負担・納入させ、勤行・祈祷に励むように命じることが多い。寺社側にとっては、関係のある職人に大工職を認め特定の大工を置いたとしても問題無いように思う。しかし、あえてこの内容・条項が盛り込まれたということは、その背景として大工を定めぬことにメリットや何らかの意味、効果があるはずである。

このことを検討するにあたり大工職に関する研究史をみると、大工職の安堵を職人の統制的支配に基づく職人支配ではなく職人雇用の問題と説いた桜井英治氏は、職人の経営について探る論考の中で「史料一」を扱っている。以下に論旨を整理しておく。

桜井氏は、豊臣政権の楽座令と並行して施行された寺家を職人の雇主へと昇華していく政策の施行過程において、大工職の成立と座の関係を考証された脇田晴子氏の論に検討を加え、中世の大工職補任の起源と在り方についてその変遷を示した。その中で、明応八年(一四九九)以来続いた大徳寺大工職相論への決着として幕府が永正七年(一五二〇)に施行した大工職補任に関する法令は、幕府として寺家の「縁次第」に自由雇用体制の創出を目指したもので、豊

臣政権の使命を先取りした先駆的な法令と評価した。その上で職制度としては大工職を「不相定之可召仕」とし、「縁次第」に職人を雇用する自由雇用制度を寺家が幕府(あるいはそれに準ずる公権力)に要請した結果として導き出される裁許の例を三例掲げる。京都北野社、尾張国大御堂寺、駿河国広厳院に対する幕府、水野氏、武田氏それぞれの裁定を示しており、その中に「史料一」が含まれている。これらについて、次のように述べている。

事情は京都の場合と何ら異ならない。室町幕府と京都の寺社との関係が、地方にあってはそのまま戦国大名・国人領主と分国・領内の寺社との関係となるのである。と同時に、大工職に基づく職人の独占とそれによる職人―使用者間の対立が、京都だけでなく、ほぼ全国に蔓延していたこともここに明らかとなる<sup>3)</sup>。

京都と地方が同様の構造にあることを示し、「召仕う」から「雇う」へ、「職」から「縁次第」という職人経営の変革を読み解いたことは重要で、戦国期社会における大工職の問題が各地で同じレベルで展開され、解決が図られていたことがうかがえる。

ただし戦国大名は、皆が永正七年の幕府法に照らして解決したわけではなく、地域の領主として独自に裁定を行っている。問題の起点や解決に至る契機は、大工の独立に伴う相論のみによって起こったものとは限らず、地域や事例ごとに異なる背景があることは想像に難くない。特に「史料一」の大御堂寺の場合、永禄三年という発給年次から思い浮かぶのは桶狭間の戦いで、その影響を想定する必要があるのではないだろうか。そのため、文書発給の前後および周辺の政治動向と照らして、地域性も加味した考察が求められよう。

桜井氏は甲斐国武田氏領の広厳院の例も示されているが、三河・遠江・駿河などの今川・武田氏・徳川氏領国においても大工職を定めぬ文言を含む安堵状の発給事例があり、『静岡県史 通史編』にも指摘がある。当該の笹本正治氏担当箇所を以下に引用する。

大工職は特定の職人の仕事独占権でもあるので、これを定めると職人側の権利が強くなり、仕事をなおざりにしても職人を替えるのが難しくなったため、このような命令がなされたのである<sup>4)</sup>。

笹本氏は、大工職を定めることによる職人の仕事の独占権をなくし、大工に問題があった場合の職人の変更を想定して命じたものとし、時代が下るにつれて次第に職人が自立して主張を強め、戦国大名が介入するという構図を読み取っている。大工職を認められた者の権利の拡大や職人の自立は、寺社の克服すべき課題であったとする。これは自治体史の通史編で、紙幅の関係などから要点のみの指摘だと思われるため、本稿では、三河―駿河にかけて改めて検討していきたい。

そこで以下の各章では、次のような方法をとることとする。第一章で寺社付き大工などの職人の存在形態や地方での大工職の在り方を確認し、第一章では大工職を定めぬとする文言について水野氏・今川氏・武田氏・徳川氏の事例を挙げて大工と寺社の間に実際に起こっていた諸問題について検討を加える。第三章では棟札を素材として職人が大工職を求める意義を考察する。最後にそれらを総合し、寺社付き大工を定めぬとする条項が登場した背景にある寺社・領主の意向と、それに対する職人の立場を明らかにしていきたい。

## 第一章 寺社の造営・修造と大工職

### 第一節 大工・番匠の編成

寺社付きの大工や領主御抱えの御用職人には大工職が与えられ、それが特権を示す徴証となっていた。こうした大工・番匠の存在形態は様々である。まずは大寺社に所属する職人についてみてみよう。

相模国鎌倉鶴岡八幡宮は、大永六年（一五二六）の戦火により焼失したために再建を行った際、北条氏が番匠衆を編成し、修造に当たらせた。鶴岡八幡宮の供僧であった快元は再建事業に従事した人物で、再建の記録を「快元僧都記」に記録しており、内容から玉繩、伊豆、鎌倉、奈良の大工・番匠計四十人が番編成され、各々に割り当てられた箇所の仕事を受け負っていたことがわかる。<sup>11</sup>

この地方の例を挙げると、三河国瀧山寺（現岡崎市）が特定の大工を抱えており、そのうち藤原清友は大工として猿投社の造営にも携わっていた。本稿の課題である寺社付き大工を定めないとする条項の発現は、このような寺社付き大工の存在が前提となる。

そこで、戦国期のこの地域での寺社―大工の所属関係について確認が必要となるが、今川氏領については先行研究に従い、それ以外の地域として尾張・三河についてを確認したい。まず尾張国曼陀羅寺（現江南市）に関する次の史料をみてみよう。

〔史料二〕惣衛門借錢状写<sup>12</sup>

借用申祠堂錢之事

合伍貫五百文者

右依有要用出錢伍貫五百文借用申処実正也、但此御料足者、利

今川氏の下で駿東郡支配を担った葛山氏元の朱印状から、今川氏領国では、轆轤師で大工を称する者がいたことが知られる。<sup>13</sup>葛山氏は、堀内轆轤師が材料となる木を取る際、どこの給人のところからでも木を取ることを認め、棟別・点役・臨時の課役を免除した。氏はさらに「并号大工上者、於有急用者、脇々轆轤師二手伝之儀可申付」とし、これに違反する者があれば交名を注進するよう命じている。堀内轆轤師の某四郎は、先の印判をもとに改めて大工職を認められたが、大工職という代表的立場にあることから、急な公用の仕事が舞い込んできた際には、周辺の轆轤師を統率して迅速な対応が求められたのである。「臨時之役」も免除対象となっているが、それはあくまでも生業として奉公する轆轤仕事以外のもので、大工職を得ることは則ち生業により公に従事し、その他の職人（某四郎の場合、同業の轆轤師）を統括する責任を負うということであった。

### 第二節 大工職の特権と収入

職人は、領主や寺社から大工職を認められることにより特権を得ることが出来た。その中で最も重要なものは仕事の独占権で、領主や寺社から請け負う仕事を自身や身内のみで行うことが可能となる。また、職に伴う特権はこの他にも存在する。

研究史では、中河大工の五郎座衛門尉が今川氏真から（細工職人としての）大工として中河大工二類に特権を認めた朱印状を例に、駿遠両国諸役・関銭等の免除を受ける代わりに今川氏への一定の日数「無足」の「細工奉公」を義務付けていたこと、その日数以上には作料が支払われていたことが指摘される。<sup>14</sup>諸役免除は主に領主か

分祠堂之御法之ことく毎年十月廿八日ニ進上可申候、但何時之御用之時者、本利共返并可申候、若無沙汰候ハ、当寺之大工処を質物ニ入申候、即祠堂可有御取候、仍為後日状如件、

借主大工

天文十五年丙午十月廿八日

惣衛門（花押影）

請人子ノ

宗四郎（花押影）

曼陀羅寺祠堂

まいる

これは天文十五年（一五四六）十月二十八日、大工の惣衛門が曼陀羅寺に祠堂錢五貫五百文を借用した証文である。注目すべきは質入れされた「当寺大工処」で、曼陀羅寺領内には借主である大工惣衛門が管理する大工処があり、造営・修造の際には、惣衛門以下の職人がこの大工処に詰めていたと考えられる。惣衛門は何らかの事情により金銭が必要となり、所属する曼陀羅寺祠堂方に依頼して大工所を質に入れて祠堂錢を借用した。寺社には大工処が設けられる場合があり、所属の職人は工期の間はそこを拠点として造営・修造を行ったと考えられる。大工処の存在は職人の寺社への所属を示すものとして挙げることができよう。

右では寺社への大工の所属関係について確認したが、次は職人と「大工」・「大工職」の関係についてみていきたい。

建物を建てる際に活躍する職人・工人としては、「大工」・「番匠」のほか、大工を補佐する「小工」・「脇大工」などを置く場合がある。他には「鍛冶」・「番匠」・「細工」らが登場し、総じて「諸職人」と呼ばれることもある。

ら有力商人に与えられる特権の代表的なもので、職人にも同様に認められたことがわかるが、ここでは関銭免除による自由通行権に注目したい。遊行商人が自由通行権を得ることは大変重要であったが、細工職人にはなぜ必要だったのだろうか。彼らが出先や現地で行う仕事の内容を考えると、細工品の納入や最後の仕上げ、建具への組み込み、あるいは修繕などのほか、細工職人が商人的性格を兼ねて制作した細工品を売り歩くことが想定できる。また、彼らは領主から細工奉公の義務を負ったが、指示された現場までの移動は必要以上の負担になり得ることから、領主による配慮があったと考えられる。<sup>15</sup>ここでの自由通行権は、出先での作業や販売に伴う移動・輸送に起因する権利として認められたものであろう。

大工は特権を与えられる代わりに、その職能に従って領主や寺社に奉仕する義務を帯びていた。領主によっては奉仕であっても日当が支給されていたことが知られるが、あくまで日雇いや一般職人レベルの話で、職人を統括する大工の収入は明確でない。これについては棟札や造営の記録などに記されており、大工として請け負った仕事には特別報酬が存在する。例えば寺社の造営では、一つの造営ごとに祝料を与えられており、これが大工の収入となっていた。

その事例として天正七年（一五七九）に尾張国津島神社が正遷宮を行った際の式次第をみてみたい。ここには、遷宮に必要なものや経費などが書き記されており、その中には大工の報酬も載せられている。

〔史料三〕津島牛頭天王遷宮次第写<sup>16</sup>

（前略）

一大工兩人して五十貫取候



一 (葺師) 一ふきし卅貫取候

一 久六大夫・藤三郎大夫、是も五貫ツ、取候

(中略)

一 かり殿之事、大工取候を神主かたへこい候て、式貫文之礼出し候、前々より此分候

(後略)

大工兩人に五十貫文が支払われ、葺師にも三十貫文の報酬が与えられた。久六大夫と藤三郎大夫については、「是も」とあることから前の箇条に連なる条文として職人だと考えられる。大工・葺師より取分は減じて五貫文となっていることから、小大工もしくは番匠クラスであろう。後北条氏領国における職人の日当は五〇文であることが知られるが、五貫は五〇〇文なので、五〇文で除すると、大工には一度の遷宮で日雇い職人給の一〇〇日分が与えられていたことになる。また、仮殿の大工の取分についても神主に請われており、以前の通りで二十貫文が支給されることになっていた。

このように職人が大工になることは、則ち特権に加え特別報酬を得られる立場になることを意味したのである。ただし、職人が領主から新規に大工職に認められるためには、領主の求める課題・要望に応える必要があった。

〔史料四〕徳川家康判物

(徳川家康)

(花押)

菅沼常陸介・同半五郎知行之境目<sup>二</sup>鉛有之云々、然者諸役一切為不入令免許畢、若亦於分国中銀鉛出来者、大工職兩人<sup>三</sup>申付所也、仍如件、

元龜貳<sup>未</sup>辛年

九月三日

高野山

仙昌院

小林三郎左衛門尉殿

これは、元龜二年（一五七一）九月三日、徳川家康が鉛が検出されたという地を不入とし、高野山仙昌院と小林三郎左衛門尉に対して条件付きで大工職安堵を約束した判物である。田峰菅沼氏は元々今川氏の被官であったが、この頃定仙は徳川氏に仕えていた。家康は、定仙と半五郎の知行の境目で鉛が採れると聞き、ここを不入として諸役を免除した<sup>23</sup>。さらに分国中で銀や鉛採取の成果が得られれば、仙昌院と小林三郎左衛門尉に大工職に申付けるとしている。小林三郎左衛門尉の素性はわからないが、金工職人かもしくはその雇い主である在地領主であろう。また仙昌院は、鋳物師や採掘技術者などの銀・鉛調達・加工に携わる職人を抱えていた寺家と考えられる。彼らが新規に大工職を認められ徳川氏の御用職人となるためには、銀・鉛の採取・献納といった成果が求められていたことがわかる。

## 第二章 安堵状と大工職固定化による諸問題

### 第一節 水野信元黒印状発給の背景と戦後対応

改めて〔史料一〕は永禄三年九月付けで、桶狭間の戦いの後に発給されたものである。桶狭間の戦いの頃の水野氏領は、岡部元信により刈谷城の水野藤九郎が討ち捕られ、城内は悉く放火された<sup>24</sup>。

て天正三年（一五七五）、尾張国津島神社に関する次の史料を確認したい。

〔史料五〕織田信忠判物

津島天王葺師大工之事、香取一揆雖為持分、今度退散之上、熱田葺師与三左衛門尉相統之旨、不可有相違者也、仍状如件、

天正三

四月 日

信忠（花押型印）

埴原加賀守殿

これは、織田信忠が、家臣の埴原常安に津島の葺師大工の跡職について伝えた判物である。前年の七、九月は、織田氏が長島一向一揆の鎮圧を行った時期にあたり、津島神社の葺師大工職は元々伊勢の香取一揆の持分であったが、長島一向一揆の解体に伴い退散した。そのため信忠は、戦後の対応として、空席となった津島神社の葺師大工職を熱田の葺師与三左衛門尉に相統させることを、埴原常安に伝えている。この内容が、信長ではなく嫡男・信忠から発給されているが、信忠は天正三年十一月に織田家の家督を継ぐほか、長島一向一揆攻めにおいては市江口の大将となり、長篠の戦い後の岩村城攻めでは総大将を務めていることに起因するものである。信忠は、元龜四年に元服して以降、織田家の次期当主として位置づけられ、主に本国尾張に関する裁定や軍事面での統制を徐々に任せられていた<sup>25</sup>ことから、信忠が命じることとなった。花押型印が使用されているのは、長篠の戦いなどに向けて時間や居所など行動上の制約があったものと考えられる。

ひとたび戦乱が起これば戦火による被害や領主交代の可能性があり、戦後に改めて権利関係を確認し安堵を受ける必要があった。そ

「信長記首巻」<sup>27</sup>には、山口父子の離反により今川勢が鳴海城に入ったことで「智多郡属御手」したと記されている。著者・太田牛一の認識として鳴海城は知多郡支配の重要拠点と捉え、そこが今川方となったことで知多郡の支配権を失ったとしている<sup>28</sup>。鳴海城は知多半島の付け根に当たり、周辺には重原・大高など水野氏の入る諸城があったことから、知多郡緒川を中心とする水野氏との関係を考える上で重要な拠点であることは理解できる。ただし、知多半島は、元々佐治氏と渥美半島にも所領を持つ戸田氏で勢力を争っていた地域で、その間に水野一族が勢力を拡大していった<sup>29</sup>。知多半島には水野氏やその一族をはじめとした在地領主がおり、鳴海城の去就のみで知多郡全体の趨勢は判断できない。鳴海を含めたこの地域は国郡、そして領国の境目として戦乱の起こる場所であったことから、寺社や領民は領主の動向を注視しており、その中で大御堂寺は、水野氏の惣領である信元を頼んで大工職の件を願い出たのであろう<sup>30</sup>。

この後、松平元康は織田信長と同盟を組むことになるが、それまでは桶狭間の戦い以前から織田・今川両氏の領国の境目として石瀬川の戦いなどで対陣していた織田方の水野信元とは緊張関係が続いていた。永禄三年八月一日付で元康から石瀬での戦いに参陣した人物へ感状が与えられており、七月頃まで松平―水野氏間で戦闘があったと考えられる。そのため大御堂寺のある野間と緒川は距離が離れているものの、黒印状の発給は、時期からして桶狭間の戦いや松平氏との戦いの後、地域の領主として存立を保った水野氏の惣領・信元への依頼による認可と考えられ、戦乱後の対応の中に位置づけることができよう。

こうした戦乱後の対応に伴う大工職の安堵については、やや下っ

のため戦乱に巻き込まれた地域や周辺の寺社は、新領主、もしくはそのまま存立することのできた領主に安堵を願い出るため情報収集に努めていたと考えられる。桶狭間の戦いで当主義元を失った今川氏が、東三河・遠江の寺社に行った安堵もその例として挙げられる。

## 第二節 桶狭間の戦い後の今川氏と寺社付き職人

桶狭間の戦いでの敗戦と松平氏の離反により、今川氏領国は東に後退した。それによって新たに領国の境目地域となった東三河の寺社は不安を抱き、これまで認められていた所領や権利を改めて安堵してもらおうべく、今川氏に願い出ている。氏真もそうした状況をふまえて、今川氏からの離反を防ぐべく継目の安堵を行った。その結果、三河・遠江には多くの安堵状が発給され、伝存している。その安堵状には、「任天沢寺殿御判形」「任先判」などの文言を含んでいることが多く、氏真は、義元やそれ以前から安堵していた内容を追認していたことがわかる。以下では、この頃今川氏が発給した安堵状の中で、寺付き大工職に関する規定を含む史料の検討を行いたい。まず、「史料一」に年代の近いものとして、その約二か月後の永禄三年十一月十三日、財賀寺（現豊川市）に寺領等を安堵した今川氏真の判物がある。内容を確認してみよう。

ここでは十箇条が定められており、氏真はこれらについて「領掌」したと記していることから、今川義元死後の寺領の再安堵にあたって財賀寺が今川氏に要求し、それが認められた結果として発給されたものとわかる。内容は以下の通りである。（第一条）財賀寺とそれに連なる七社に各地から寄進される諸供僧田は、これまで通り段

- 一 衆徒中同寺□□坊領名田之内、借状<sup>亦</sup>書入、或離山、或死去、無弟子無子退転之已後、無由緒坊跡百姓之名田等相拘事、一切可停止之事

一 雲谷岩崎百姓退転之時<sup>者</sup>、名田跡職従寺可被相計事

一 番匠大工如前々不可相定之事

右条々、領掌畢、永不可有相違者也、仍如件、

永禄四<sup>酉</sup>年

三月晦日

日藏院

三河・遠江の国境に位置する梧桐岡院（現豊橋市普門寺）の日藏院<sup>39</sup>に宛てたもので、署名部分に記載はないが、上書に「御朱印うつし氏真」とあって、今川氏真によるものとわかる。内容は以下の通りである。（第一条）雲谷堤下の訴訟については三河の奉行人に尋ねたが、未だに決着していないので、再度取り調べて命じる。（第二条）天沢寺殿（今川義元）の下知により、西谷本堂を「梧桐岡院」（東谷<sup>40</sup>）へ引越すよう命じたが、現在まで先延ばしになっているのは身勝手な行いである。すぐに引越すように。（第三条）衆徒中で宿坊領の名田を借状に書き入れたり、離山や死去、弟子や子もおらず退転した後は、日藏院には由緒の無い坊跡や百姓の名田を日藏院領として抱え込むことは禁止する。（第四条）雲谷や岩崎の百姓が退転してしまつたときは、名田跡職は寺（本寺である「梧桐岡院」）が取り決めること。（第五条）番匠大工は以前の通り、定めないこと。以上の五箇条である。「如前々」とあって、寺付きの大工を定めな

いことは、永禄四年以前からの取り決めであったことがわかる。また、「史料六」には関連史料があり、普門寺文書には次の同日

銭・諸役を賦課しない。（第二条）各地から寄附された油田・仏供田に問題があつてはならない。（第三条）祠堂物の徴収や徳政、銭の要求などの沙汰をしない。（第四条）以前の通り、萩郷、千両郷、大代山へ人夫を入れて薪を取ることを。（第五条）諸大工を定めな

こと。（第六条）役役について、寺領内の各所を通過する際、関銭・津料は以前の通り取つてはならない。（第七条）深山・野山の竹木をむやみに切り取つてはいけない。（第八条）八幡供僧・国分寺供僧・七仏供僧・一宮供僧・惣社供僧・稲束・平尾・山王供僧等については、目録を別紙で作成し、印判を加えた。（第九条）供僧年貢は米二十九石八斗余で、代物は二十貫九百文余である。（第十条）開地の棟別諸公事・臨時の課役等は、不入として先例通り免除とする。氏真はこれらを認める条件として、今後の増分について披露することと、祈願所として勤行を怠らないよう命じている。さて、問題となる寺付き大工に関する規定は、第五条に載せられている。諸大工を定めてはならないとしているが、「諸」とあることから、寺の造作・修造に係る多業種の職人が想定されている。第六条の役役の関銭・津料免除も寺社の修造に必要な材木の輸送分で、造営・修造に係る経費の負担軽減が図られていたことがわかる。次の史料は、翌年三月晦日に今川氏真が発給した寺領安堵状である。

「史料六」今川氏真朱印状写<sup>38</sup>

一 雲谷之内堤下訴訟之事、参州奉行人<sup>亦</sup>雖相尋、未落着之間、重<sup>而</sup>相尋可申付事

一天沢寺殿以下知、西谷本堂梧桐岡院<sup>江</sup>可引越之旨雖被申付、于今延引之由自由之至也、只今可被引之事

付け日藏院宛ての今川氏真朱印状が残存している。

「史料七」今川氏真判物<sup>41</sup>

参河国渥美郡船形山寺領等之事

一 寺領内棟別・毎年両度之用脚・門前諸役等、如前々為不入令免許之事

一 四至境山林等、従往古被成敗仕来云々、向後共可任其儀事

一 寺領雲谷之内、前々境被相定寺領<sup>亦</sup>落着之内、於向後若新田

雖令出来、如先判本増共可令寄附事

右条々、任天沢寺殿判形之旨、永不可有相違之状如件、

永禄四<sup>酉</sup>年

三月晦日

氏真（花押）

日藏院

同日付ながら一方が写で、こちらは正本である。訴訟に関する記載があることから、「史料六」の正本は証拠証文などとして提出されたのだろうか。なぜ「史料六」は写のみ伝来したのかは不明だが、これらが二通に書き分けられた理由は「史料七」のみに「任天沢寺殿判形之旨」とあることから明白で、「史料七」は過去に今川義元から判物が発給された内容を追認するかたちで作成されたものである。「史料六」は、以前からの内容は含まれていても、未決・慣習となつていたものや新規の取り決めのため、別の文書にして発給したということになる。そのため大工を定め置かないことは先述の通り以前から決められていた事柄だが、今川氏から判物・朱印状などによって認められた事項ではなく、口頭での指示などに留まるもの、あるいは慣習的に認知されていたものだろう。恐らくは第二条に係るもので、氏真は、義元の頃から話のあった本堂の移転の話が



延引して進んでいない件をふまえ、どのような番匠大工でも受け入れて、移転を急がせる狙いがあった。また、義元期に遡って弘治三年（一五五七）十二月十四日付の日藏院宛義元判物では、護摩田・経田のほか「番匠免」が安堵されており、免田を持つ所属の番匠がいたと考えられる。彼らに何らかの原因・問題があつて、代表たる大工を定めないとする規定が設けられたのだろう。

今川氏領国において、大工職を定めない理由はこれだけではない。永禄六年に今川氏真から遠江国鷲津本興寺（現湖西市）に与えられた寺法には、「番匠法橋雖為何方大工、作料次第雇之可召仕」とあつて、番匠法橋なる人物に対し何方の大工であろうとも作料次第に雇い、召仕うよう命じられていた。法橋とは僧侶に準じて、医師や絵師、連歌師などに与えられた称号<sup>43</sup>で、この場合は番匠に与えられた称号となり、「番匠法橋」と称された特定の人物を指すものと考えられる<sup>44</sup>。

どのような大工・番匠でも受け入れさせるといふ方針は、他の寺社に対しても見られる。

〔史料八〕今川氏真朱印状<sup>45</sup>

（印「如律令」）

就当寺修造至時被申付番匠事

右、為檀那作料合力之輩於有之者、雖為他国之番匠不可有相違、縦当国大工、以自余之例雖及異儀、不可許容、兼又当寺中竹木見伐事、堅停止之、於非分之族者注進之上可加下知者也、仍如件、

永禄七年

六月朔日

妙覚寺

諸細工人可為檀那計」として、神主や檀那の計らいによって職人に依頼することを認めた<sup>46</sup>。今川氏領国における寺社の造営・修造では、受注者である職人側の論理ではなく、発注者である寺社や出資者の希望によって請負先を決めることができたのである。

### 第三節 徳川家・武田家と寺社付きの職人

今川氏領国は、永禄十二年（一五六九）の氏真の掛川城開城を契機として、徳川氏や武田氏がその所領を獲得した。元亀二年（一五七二）頃までに、駿河・遠江両国と東三河をめぐる抗争がおおよそ終りをみて、所領と統治の関係が確定していった。そのため、大工をはじめとした諸職人の関係についても元亀・天正年間に新領主となった徳川氏・武田氏によって確認されている。

武田氏は、永禄十三年に駿河国を治めて以降、駿府の今川氏館を廃し、江尻城を築いて穴山氏を入れ、在地の掌握に努めた。寺社領の安堵や定・掟書の発給など領主権を伴うものについては武田家から朱印状によって発給されていた。そのうち、元亀二年には静岡浅間社の新宮大夫に朱印状で定書が与えられており、その中に次の条文がある。

一為社頭造営番匠之細工等、可為如前々、但於作料者半分受用事

武田氏はこの条文で、社頭の造営で行う番匠の細工は以前の通りにするよう定めた。以前の状態は不明だが、但書により、細工職人給を半額して雇い入れるよう指示している。

武田信玄が元亀四年四月十二日に病没し、その跡を継いだ勝頼が

これは永禄七年に妙覚寺（現沼津市）に宛てられた今川氏真の朱印状である。本興寺の場合は、寺法の一部に盛り込まれたものであつたが、この「史料八」は妙覚寺修造の際に申付ける番匠のことと題して単発で認められている。内容は次の通りである。檀那として作料に協力してくれる者がいるならば、他国の番匠であつても相違なく申付けるように。たとえ当国の大工がこれまでの例（実績・縁故など）を挙げて異儀に及んでも許容してはならない<sup>48</sup>。合わせて竹木伐採も禁じており、非分の族を注進すれば下知を加えるというものである。これまでに出资额に見合わない修造があつたのだろうか。氏真は、相当の出资が得られた場合、他国の職人であつてもその金額に見合う職人に依頼するべきとの意向で、もしこれに対して駿河国内の職人が訴えて修造の請負を願ひ出ても、許容しないよう命じた。本興寺の場合もそうであつたように、今川氏としては、所領内での修造にはできるだけ技量のある職人を充てて良いかたちで修造が進められることを願つており、寺家の要望とも合致していたことがわかる。桜井・笹本両氏は職人の自立による訴訟とそれへの対応を見たが、ここでは先だつて訴訟・相論があるのでなく、まず寺社や領主側により良い職人を充てたいという希望が先んじてあつた。そしてその希望を叶えることによつて、これまで縁故などを理由に請け負つてきた既得権益を持つ職人層による訴訟・相論の発生という展開を見込み、領主としてそれを認めないことを文面に盛り込んでいたのである。

こうした事例も積み重なつてきた結果であろう、氏真は遠江国高松宮の修造は、以前の通り、大工・番匠・鍛冶・大鋸引以下については「可為神主計」とし、久能山観音堂の再興に関する掟でも「一当主となつた。表向きは信玄の死を公表せず信玄を当主とする体制が続いていたが、天正元年十二月二十六日、駿河国本門寺（現富士宮市）に対して、既に勝頼が直接判物にて定書を与えている。この判物では、日代門下の仏法を疎そかにしてはならないこと（第一条）、門前家屋十軒分の諸役免除（第二条）、寺中殺生禁断（第三条）、山林の竹木伐採の禁止（第五条）を定めるとともに、「一寺家修造之時、鍛冶・番匠等之大工職、一切不可被相定之事」（第四条）とあつて、修造の時に鍛冶・番匠等の大工は一切定めてはならないとした。本門寺の場合は、これがどの理由によつて設けられたかは不明だが、古刹であるだけに、以前から大工職相論があつてもおかしくはないだろう。

天正四年四月十二日に富士郡の妙蓮寺宛ての朱印状には、大工を定めないとする理由がわずかながら文言に表れている。これも定書の形式で、棟別銭や普請役の免許（第一条）、山林竹木の切取や濫妨狼藉の禁止（第二条）が定められているほか、次の箇条が盛り込まれている。

一縦自旧規雖命寺中之大工職勤仕、寺家造営之細工令疎略者、以自余之番匠可被修造之事

この第三条では、たとえ旧規に則り職人が寺中で大工職に勤仕していたとしても、寺家の造営細工を疎略にするならば、他の番匠を充てて修造することと定めている。本来大工職として行う造営事業に疎略があつてはならないが、そのような行いをする可能性があつたため、寺家が領主に依頼して記載されたと考えられる。

一方徳川氏は、今川・武田氏の旧領である遠江・駿河国で大工職の安堵を行っている。天正八年三月三日には旧来通り、五郎太郎に

遠江国浜松庄大工職を認め、徳川家臣の名倉若狭らも天正十一年十月七日、石切市右衛門に対して駿河国の石切大工としての権利を認められた。<sup>55)</sup>

大工職を定めなかったのは次の事例で、遠江庄の大工を五郎太郎と定めた翌月二十五日のことであった。

〔史料九〕徳川家康判物写<sup>56)</sup>

参州設楽郡鳳来寺之事

(中略)

一 諸職人・大工従先規不相定之所<sup>57)</sup>、名大工職及問答修理以下相押云々、如往古為衆徒中計不定、其主可被申付事

一 寺家<sup>58)</sup>寺領、従前々為不入之地、<sup>亦</sup>棟別・反錢地給其外臨時之課役免許之事

一 寺百姓四分一・城普請急用之時者、為<sup>59)</sup>惟以印判可申付事

一 寺領門谷竹木不可代、<sup>(後代)</sup>但城普請急用之時者、以印判可申付之事

一 寺領内<sup>60)</sup>おるて関・駒口令停止之事

右条々、如前々無相違領掌畢、者修造勤行無怠慢、可抽国家安全精誠之状如件、

天正八年四月廿五日

家康判形

鳳来寺

家康は鳳来寺(現新城市)に判物を与え、その中で諸役免除などの特権を認めた。職人・大工については第七条に記載がある。諸職人・大工は先規に従って定め置かないとしても関わらず、職人が大工職について問答に及び、修理が進んでいないという。そのため以前の通り、衆徒中としてこれを定めず、その主が申付けるよ

〔史料十二〕棟札銘<sup>61)</sup>

大檀那水野下野守信元

／代官清水八右衛門家重 神主藤原安高

(梵字) 奉造立八幡大菩薩社頭一字

／御遷宮大僧都阿闍梨法印源叡

大工藤原朝臣宗吉彦左衛門

／永禄二年<sup>酉</sup>西拾一月日 諸旦那等敬白

右の二点は、水野氏所領の村木郷八幡宮(現東浦町村木神社)造立の棟札銘である。〔史料十〕では藤原宗高という人物が、〔史料十一〕では藤原朝臣宗吉彦左衛門が大工を勤めている。代官は清水八右衛門尉家重で、〔史料十二〕には大檀那として水野信元の名がみえることから、清水家重は八幡宮周辺を担当する水野氏の代官と考えられる。ここからは、同時期に同じ八幡社での造立でありながら、担当した大工が異なっていることがわかる。また、やや下って永禄十一年に建立された智多郡緒川郷八幡社の棟札<sup>62)</sup>(現入海神社)にも大檀那として水野信元の名がみえるが、この時の大工は弥三郎宗長である。「宗」字が共通しており血縁の可能性もあるが、ここでもまた別の人物が大工となっている。永禄十三年の水野藤四郎元茂が大檀那、清水家重が代官として行った村木村八幡社建立では、再び藤原宗高<sup>63)</sup>が大工を務めたが、永禄四年の八幡社造立から九年の歳月が経って漸く巡ってきた大工職であった。このように水野氏が関係する修造では特定の大工を置かず、その都度大工を定めて造立に当たらせていたことがわかる。

研究史では、大工職を定めないとする文言は、すなわち大工職を撤廃し、「縁次第」に職人を充てること意味していたが、<sup>64)</sup>「大工」呼

うに定めた。第八条以下では、不入権としての棟別等の免除や、急用の際の普請について、寺領の関所の停止などを定めた。〔史料九〕は法令の要素が強く、大工職相論への裁許が寺法に組み込まれて発給されたことがわかる。

武田氏や徳川氏は、大工職を定めないとする場合、作料や争論による修造の遅滞を問題として捉え、疎略なく造営・修造を進めることの出来る職人の登用を企図していたのである。

### 第三章 棟札にみる職人の動向と信仰

#### 第一節 棟札に記される大工―水野氏領の神社棟札から―

前節までは、寺法や安堵状を中心に大工職を定めないとする文言について検討してきた。それらは領主の発給する文書であり、盛り込まれる内容は、申請する寺社や領主の考えが主で、職人側の論理はみえてこない。そこで本節では、領主の発給でない史料として棟札銘にみえる大工の記載などから、職人側の論理についても考えてい。

〔史料十〕棟札銘<sup>65)</sup>

于時永禄二年辛酉

本願藤原□□右衛門

(梵字) 奉造立八幡宮之社頭一字

時之代官清水□□

(八右衛門尉)

潤終春大吉日

大工藤原朝臣宗高

称自体は継続して存在していることから、特権を伴う大工「職」は否定し得たとしても、監督者・棟梁たる「大工」の存在自体を否定しうるものではなく、その都度「大工」が任命されていたことになる。ただし、「縁次第」の雇用であることから、同じ寺社の造営でも、同じ職人が大工になることは、寺社の意向に委ねられており、職人側の論理や主張は働きづらい構造となっていたのである。

#### 第二節 大工になるとういこと

最後に、これまでに見た①仕事の独占、②特権の獲得以外で、職人として寺社付きの大工職を求める理由として想定すべきものをつ提示しておきたい。

〔史料十二〕棟札銘(表)<sup>66)</sup>

三州八名之郡高井之郷

神主左近衛門

(梵字)

御身体本願左近衛門内方

同 次郎兵衛

(梵字) 奉造立大明神宮御宝殿

身体本願

鍛孫八郎

(梵字)

御地頭西郷左衛門尉助

中山五郎左衛門

天正八年<sup>辰</sup>庚十二月廿九日

大工信次 同信久

同 信正 同信満

これは、三河国八名郡高井郷(現豊橋市)の神明宮宝殿建立の棟札である。棟札に載せられる職人は、大工は一名の場合が多く、複数の職人が載せられる場合は、小工や番匠大工、鍛冶大工など専門ごとの大工が書き分けて載せられることがある。この棟札に載せられている職人四人は、一人が「大工」で残りの三人には「同」としかかれておらず職種・専門に違いがあるのかは不明だが、四人とも



「信」が共通しており一族である可能性をうかがわせる。その場合、同じ職種である可能性が高く、専門とは別の理由で載せられていた可能性が出て来る。そこで筆者が仮定するのは、信仰・崇敬のための名前の記載願望である。

戦国期の早い段階から、全国で寺社の創建ブームが起こり、戦国大名をはじめとした地域の富裕層・有徳人がスポンサーとなって各地で寺院が創建された。<sup>64</sup>東三河では、寺社建立ブームにあつて、材木が不足するほどであったことが指摘されているが、それは地域の領主が寺社への崇敬を示すためにこぞつて建立に必要な土地や資金などを寄進したからである。寺社の修造にあたり、関所から上がる関銭を寄進している例もあり、在地領主は信仰・崇敬のため、造営・修造に必要な恒常的な財源の確保に協力していた。堂塔寺社の造営に際して当事者となる寺社は、大工・番匠らの職人や必要な資材の手配を進めることになるのだが、必要な財源は寺社の持ち出しもあるが、地域の有徳人や領主からの出資・寄進があり、それを元手として造営される。職人は出資・寄進をする代わりに、各々の持つ技術を以て造営に貢献することがその方法であった。そのため職人らの中で、自身の崇敬や神仏・寺社に対する貢献を示すために、肩書としての大工職を獲得し、棟札に残そうと考えたのではないだろうか。<sup>65</sup>

前史となる中世職人の身分と信仰についてみると、彼らの身分は寄人や神人・供御人として朝廷・寺社に仕える立場にあつた。木材を扱う職人は、山の神の支配下にあつた木々の性質を変え、儀礼を行い作り上げていくことで魂を与える役割を担っており、神仏と人との間にあると解される。<sup>66</sup>彼ら職人は、大工・左官など建築関

仰・崇敬があつて、造営へ奉仕する関係が生まれるともいえよう。

棟札以外にも大工の師檀関係を記した史料がある。水野氏の菩提寺である緒川の乾坤院（現東浦町）の法脈を伝える「血脉衆」には、「道法野間大工」「永金番匠法多大工左衛門次郎」「永萬万勝寺郷大工六郎左衛門」らの名が載せられており、大工も地域の寺院で授戒し、戒弟となつて帰依していたことわかる。この「血脉集」には、多くの職人の名が記され、その関係が指摘されて久しいが、このように戦国期の職人の中には地域の寺社を信仰してきた者も多きと考えられる。

〔史料十二〕において四人が大工として名を連ねたのは、裏面に高井郷の旦那や関係者であろう人たちの名前が列記されているのと同様に、神明社宝殿を建立したという功績を遺したものと考えるのも良いのではないだろうか。

## おわりに

寺社は、職人にとって多くの活躍の場が提供される場であつた。その中で、寺院に特定の大工・番匠を設けないように定める条文・文言は具体的に何を示しているか検討してきたが、その前提として職人が「大工」や「番匠」といった職を求めた理由を以下にまとめる。

- 1 寺社や領主からのお墨付きを得て当該地域や寺社における造営を独占し、安定した仕事や諸役免除等の特権を獲得するため。
- 2 信仰・崇敬の対象として奉仕し、造営の職人代表として棟札に名を連ね、自身の功績を残すため。

職人は、「大工職」というお墨付きを得ることによって大義を得て、

係については太子、鍛冶・鋳物師など金工関係は金山様や稻荷荒神、木寺師は惟喬親王、染色関係は愛染明王、塗師は虚空蔵菩薩をそれぞれ職能祖神・守護神として信仰し、独自の信仰・宗教観を持つていたことが知られているが、果たして皆一様にそうであつたのだろうか。

笹本氏は、鋳物師真継家の例を挙げ、梵鐘に大工として名前が記されるのは、職人ではなく職人を統括する人物で、当人は職人としての技術を持たず大工職のみ保有していたことを指摘する。<sup>71</sup>尾張などでも大工や大工職が物件化して売買されていることから、同様の存在がいたと考えられる。そうであるならば、先の棟札のようにそこに記される大工にも技術を持たない者が含まれる場合があり、職人独自の信仰とは異なる神仏を信仰・崇敬する者もいたはずなのである。他地域から呼び寄せた職人もいるので皆に当てはまるものではないが、郷村社の造営に関わる大工はその地域の住人で、藤原姓を名乗らず寄人等の系譜を汲まないであろう職人とは異なる身分の者も存在すると考えられる。寺社付き大工の中には、職人の統括者、あるいは地域の住人で大工職（物件）の保持者として純粋な職人でない者も含まれるため、関係する寺社を信仰・崇敬の対象としていた可能性は高い。

大工ではないが、職人の寺社への信仰が表れている史料を紹介しよう。三河国黒田の諏訪社殿建立の棟札銘には、祈念する内容に息災延命・子孫繁栄などとともに「番匠数百七十人祖郷之式百人供養」とあつて、番匠衆が祖郷の二百人の供養（先祖供養カ）を行っていることがわかる。職人が自ら建立に当たつた神社を信仰の対象としたことが確認できる希有な事例である。裏を返せば、日頃の信

認められた地域や対象となる寺社における造営を請け負う権利を獲得し、仕事を独占することができた。さらに諸役免除や自由通行権などの特権を得ることで、生活の安定を生み出すことができたのである。また、推論を重ねたが、造営を行う毎に棟札にはその名が残り、功績・実績を積み上げていくことができたと考えられる。

一方、右のような職人の動向に対し、これを停止させ、大工職を廃し、或いはその都度必要な人材を充てることとした領主・寺社の考えは、次の通りである。

- ア 主に1の理由から「大工職」を競望する者が何人も現れて争論となり、寺社のみで対応しきれない。
- イ 縁故や権威、権利（物件）の所有を理由として、技量のないものが「大工職」となつてしまい、与える報酬にも見合わない。
- ウ 「大工職」争論や技量のない人物が「大工職」に就くなどするために、工事が遅れてしまう。

こうした問題を解決するため、寺社は地域の領主を頼り、以下の裁定を下した。

- a 「大工職」は定めないこととする。（都度、適切な職人を任命。）
- b 職を与える職人の選定は、不適格な者を排除するために領主や寺社（檀那の場合も含む）が選定を行うこととする。
- c 動員する番匠は、在郷、近隣の者など自国の職人ばかりでなく、技量のある者であれば報酬を賄える範囲で他国の者も受け入れることとし、自国の職人がこれを排斥しないようにする。

寺社付きの大工の存在形態は、基本的には桜井・笹本両氏の考える大工の自立が進む過程で起こつたことである。ただし、その中で「大工職」を競望する職人や在地領主、寺社のそれぞれの視点から

特定の大工職を定めないことの意味を検討してみると、その背景にあった職を巡る争論や技量と金銭を優先させたい寺社・領主の意向があった。そのため順序としては、通説にあるような自立していく職人が訴訟を起こし寺社・領主がこれに対応するという流ればかりではなく、寺社・領主がそれらの過去の経験などを基に後に発生する諸問題を想定し、先行して成文化していくこともあった。

また、本稿の検討課題として掲げた戦乱の影響については、大工職を定めないとする文言が盛り込まれた安堵を受けるためのひとつの契機として挙げられることを確認した。当然、その前提には、職人の自立と権利の獲得に向けた動きがあるのだが、それは大工側の論理に端を発するもので、本稿の扱った時期よりも早く室町後期に起こった。それがその後、地方に波及して同様の展開を迎えるのだが、ここまでを第一段階とすると、本稿でみた戦国期、特に永禄年間以降に認められたものは、戦乱を契機とする継目安堵として行われており、寺社や領主の論理が発端となっているものもある。ここで大工「職」撤廃の第二段階に入った。その後、豊臣政権によって実施される職人座の撤廃は、第三段階と考えられよう。代替わり徳政と同様に、戦後の領主の交代・存続は継目安堵を行う機会となり、寺社にとってはより良い条件を認めてもらう好機だったのである。

立ち返って、本論の起点とした「史料一」水野信元黒印状の背景にも、「大工職」を競望する職人間の争論が起こるなどの問題があり、大御堂寺が水野氏に裁定を求めたものと推測される。そして、桶狭間の戦い・石瀬川の戦い後も地域の領主として存立した信元により成文化されたのである。水野氏領内では、大御堂寺に限らず他の寺社でも大工職は定めないとあった。水野氏領の寺社は、その

れていたことは、桜井氏も注目されている(桜井b論文)。

なお、b論文では、大工職の撤廃と無縁所の関係についてみているが、大工職撤廃の直接の根拠となりうるのは天正八年に徳川家康が井伊谷方広寺に宛てた安堵状のみで、縁切りの場、アジールとしての無縁所から大工職撤廃を説明するには根拠に乏しい。例えば、後出の「史料九」では、不入権によって認められるのが棟別・段銭・臨時の課役の免除で、役の徴収(譴責使の入寺)を拒否・否定できる根拠としては確認できるのだが、前条にある大工職撤廃規定との因果関係は文言からは見出せない。後に続く箇条では寺の百姓に対する四分一人足や急用の際の城普請役、また寺領に対しては同じく急用の城普請時の竹木供出が規定されており、不入権の及ぶ対象や内容は限定されている。

(7) 笹本正治執筆、第三編第八章第三節「諸産業の発達と職人・商人」(『静岡県史 通史編2 中世』静岡県、一九九七年)一一四四頁。

(8) 寺社の認める大工職と領主の認める大工職ではやや性格が異なるため注意を要する。前者は、堂塔寺社の造営に携わる職人で、職人個人あるいは職人集団の代表を指す。棟札記載の大工は藤原姓を名乗る者も多く、古代に地方から交代で京に上り、木工寮に属した職人の末裔なども含まれよう。郷村の寺社造営に関わる地域の中・小規模の職人も該当する。後者は、領主御抱えの有力職人や被官となった人物を指し、生業に対して保障を得る代わりに、領主に対し、築城・普請、軍需物資の製造・調達などで生業に応じた奉公を伴うものであったことに留意したい。

(9) 北条氏綱と安房の里見義豊が争った際の戦火が鎌倉におよび、焼失。  
(10) 下村信博「戦国大名後北条氏と鎌倉鶴岡八幡宮再建―天文年間の支配体制―」(『日本歴史』第四〇一号、一九八一年)。佐藤博信「快元僧都記の世界像―戦国期の都市鎌倉の理解のために―」(『日本歴史』第五二三号、

都度適切な人物を「大工」に任命し、大工の固定化による造営権の独占を排除して、費用負担の軽減を目指したのである。信元は大檀那であったことから、造営事業での不正や過度な出資を忌避した結果なのかもしれない。

本稿で明らかにしてきたことは右の通りで、桜井・笹本両氏の指摘を地域の実態に合わせ、より段階的に検討したものである。その中で、雇用への転換に至る一契機を指摘し、大工の信仰について提起したに留まるが、これらが今後の寺社と職人の関係など地域の社会構造や、在地領主の領国経営を検討するための素材となれば幸いです。<sup>25)</sup>

## 注

- (1) 商人の場合、商人司・商人頭に任命される。
- (2) 大御堂寺文書(『愛知県史』資料編11 織豊1、三三三号)。なお史料の出典は、『愛知県史』掲載史料は(『愛』〇、史料番号)、『静岡県史』掲載史料は(『静』〇、史料番号)と省略して表記する。
- (3) 桜井英治「中世職人の経営独占とその解体」(『日本中世の経済構造』(岩波書店、一九九六年所収。初出一九八七年一月。以下a論文)。同b「雇用の成立と「無縁」の原理」(同書所収。初出一九九三年。以下b論文)。
- (4) 脇田晴子「中世商工業座の構造と展開―大和の場合―」(同『日本中世商業発達史の研究』付論1、御茶の水書房、一九六九年)。
- (5) 桜井a論文。
- (6) 大工職の撤廃が四国から中部、東海地方の広範囲で行われていたこと、今川・武田・徳川、三河・遠江・駿河を中心とする地域で集中して行われていたこと(一九九一年)。
- (11) 快元僧都記(『静』7、一二五八・一二五九号)。
- (12) 『愛知県史 通史編2 中世1』第五章第二節「職人たちの世界」(愛知県、二〇一八年)五三二頁。  
なお同項では、所属関係ではなく、尾張・三河における寺社の近隣に住む職人の存在や、熱田という職人集住地について言及している。
- (13) 久保田昌希「今川領国の職人たち―とくに鍛冶・番匠・大工を中心に」(『戦国大名今川氏と領国支配』吉川弘文館、二〇〇五年。初出一九八九年)。ここでは、国方大工として旧国衙や守護所に付属する大工の存在も指摘される。これに対し田中浩司氏は「戦国期今川氏領国における職人について―寺社との関係を廻って」(『史潮』新三三・三四合併号、一九九三年)において地名との見解を示されているが、本稿ではひとまず久保田説を採ることとする。
- (14) 曼陀羅寺文書(『愛』10、一五八一号)。
- (15) 桜井氏は、前掲a論文において、大工職が物件化し売買されていたことを明らかにしたが、本事例も「職人が実力によって確保したナワバリ」の一例である。同論文注58においてその類例を挙げ、横田冬彦氏の説く大工職と大工処の区別を工事の規模の差異に求める見解を批判しているが、ここでは貸主が、借主大工の所属する曼陀羅寺であり、大工は大工職の肩書のまま大工処を賃入れている。万一賃流れした際に曼陀羅寺として得られるものは物件である大工処で、借主大工が監督・所有していた物件と理解できることから、筆者も桜井氏の理解に従う。尾張ではほかに、津島においても大工処の売買が確認できる(『愛』10、八一六号)。
- (16) 葛山氏元朱印状(山田文書所収、『静』7、三三九四号)。なお、久保田昌希氏は、今川氏発給文書にみえる職人について、鍛冶、番匠、大工、



大鋸引、山造、轆轤師、酒作、紺掻、鋳物師、塗師、皮多の十一種に加え、「七十一番職人歌合」に照らして声聞師、山伏、陰陽師を挙げる（久保田前掲論文）。今川氏のほか北条氏・武田氏ら戦国大名と職人の関係については、笹本正治氏の『戦国大名と職人』（吉川弘文館、一九八八年）に詳述されている。

(17) 駿河志料卷七十八駿府御器屋町某氏所蔵文書（『静』7、二九六〇号）。

(18) 久保田前掲注13論文。

(19) 新城常三氏は、同著『戦国時代の交通』（畝傍書房、一九四三年）において駅制の利用者を挙げる中で、職人の往復についても言及しており、「鋳物師、鍛冶、番匠、石切等の軍事的工匠が諸侯の徴用にに応じて彼等の在所と作業現場とを往復する場合」があると述べ、職人の奉公に伴う移動について指摘している（一七四頁）。

(20) 佐脇栄智「後北条氏の職人衆への課役について」（『日本歴史』三七〇号、一九七五年）。久保田氏（同前掲論文）は、遠江国大福寺不動堂建立の作料（日当）は、番匠一人当り四九・七文、大鋸引一人当り四一・六文、同寺諸堂の上葺では、番匠一人当り五〇文の作料が支払われていたこと（いずれも大福寺文書）を指摘する。

(21) 笹本氏は、宝徳二年（一四五〇）鶴岡八幡宮領代官による黄梅院年貢算用状案から、大工給八〇〇文、鍛冶給六〇〇文の記載があること（黄梅院文書）など、大工給・賃金の事例を紹介している（笹本『日本の中世3 異郷を結ぶ商人と職人』中央公論新社、二〇〇二年。八〇―八二頁）。また、伊豆国高根社の上葺棟札に「鍛冶九百五十文、番匠チン百文」（『静』7、二二〇八号）とみえるほか、職人の賃銭や祝料などが棟札銘に載せられることがある。

(22) 津島神社文書（『愛』11、一三四九号）。なお津島神社には同史料の複数

氏から離反したとみなされ、三河国今橋城（現豊橋市）を攻められて城主戸田宣成が討ち取られている。

(30) 知多郡の諸城について簡略に示すと、常滑には端城が築かれて常滑水野氏の居城となり、富貴城（現武豊町）には信元の甥・水野（戸田）守信が、その南の布土城（現美浜町）には弟の忠分が入ったという。富貴の北東・長尾城の城主岩田左京亮安広（杲貞）は、天文十二年の織田・水野氏同盟の後、信元が成岩城の榎木了圓を攻めた際に、水野氏に従ったようだ（『美浜町誌 本文編』一九八三年）、『武豊町誌 本文編』一九八四年）。

(31) 小川雄氏は「今川氏の三河・尾張計略と水野一族」（戦国史研究会編『論集戦国大名今川氏』岩田書院、二〇二〇年）において、信元の大御堂寺宛黒印状の発給は、桶狭間の戦いを契機として水野氏が知多半島や三河にも飛躍的に勢力を拡大していった中で行われたものとし、水野氏の所領拡大の動きの中に位置づけた。水野一族は、天文末頃から織田氏との同盟関係を梃にして知多半島に勢力を拡大してきたことから、概ね理解できる。

ただし、元龜三年十月八日付で水野信正が守護不入・諸役免除を認めた判物の文中には「従前代」（『愛』11、八一五号）とあって信元も認めていた可能性が高いが、その時期は判然としない。黒印状には状況を示す文言は見えず推定となるが、不入権等については記さず個別に大工職の件のみ黒印状に認めている状況を踏まえると、筆者はこの時点では、大御堂寺のある野間に緒川水野氏の支配が及んだというよりは、水野諸家との関係の中で信元の惣領として地位が確立したことにより、同黒印状を発給しえたと考えている。

なお、信元による緒川・刈谷両水野家の一体化と地位の確立については、本誌五十嵐論文に詳しいことから参照されたい。

の写が残る。やや異同もあるが、後代の遷宮において前例の参照として関係者に配布されるものとして、現代の遷宮でも多くの写を作成・配布しているという。目的の明確な写であり、内容の信頼できるものと考えられる。

また、これ以前の遷宮や作事において、文明八年（一四七六）十二月十三日の弥五郎殿遷宮（津島神社文書、『愛』10、二九九号）や、文龜二年（一五〇二）三月二十六日の御輿宿作事（同、『愛』10、六二二号）では、日ごとに大工方へ酒代や祝代、買い物代などが渡されており、職人はその都度、祝代・酒代を獲得していたことがわかる。

(23) 佐脇前掲注20論文参照。

(24) 清水文書（『愛』11、七八〇号）。

(25) 現新城市睦平には鉛山の字名が残り、信玄採鉱伝説があるという（『鳳来町誌 歴史編』鳳来町、一九九四年、二六八頁）。

(26) 今川氏真感状（岡部文書所収、『愛』11、一四号）。

(27) 信長記首巻（『愛』11、六三三号）。

(28) 享祿以来年代記（『愛』11、六八号）には、「永祿三年五月）同十九日、今川義元率二万余兵、出陣尾州智多郡、織田信長以七百餘兵破之、義元死之」とある。近世には大高が知多郡、鳴海・沓掛は愛知郡と別れるが、今川氏の軍勢が攻め込んだ地を「尾州智多郡」として鳴海・沓掛の一带は知多郡に含まれていた。

(29) 『刈谷市史 第二卷 近世』（刈谷市、一九九四年）七四―七五頁。松平広忠は、織田・水野同盟に対抗し、天文十五年九月十四日には知多郡阿久比の久松俊勝に書状を送り、大野城の佐治為貞が広忠に味方したことへ謝し、信元は久松氏を味方につけるため、翌年於大を俊勝に嫁がせている。知多半島にも所領を有する戸田氏は、織田氏と組んだことで今川

(32) 永祿三年八月一日寛平十郎宛て松平元康感状写（譜牒余録後編卷一七所収『愛』11、二四号）。

(33) 『刈谷市史 第二卷』八四頁。

(34) 埴原文書（『愛』11、一〇八六号）。なお、包紙ウワ書には「織田信忠公御朱印御状御書判也」とある。

(35) 渡辺江美子「織田信忠考」（『日本歴史』第四四〇号、一九八五年）。加藤益幹「織田信忠への権限移譲」（新修名古屋市史編集委員会編『新修名古屋市史 第二卷』名古屋市、一九九八年、第七章第三節）。上記の研究史を含めた信忠の政治動向については柴裕之編『論集戦国大名と国衆20織田氏一門』（岩田書院、二〇一六年）の「総論 織田信長の御一門と政治動向」にまとめられている。家督継承については「一 信長の後継者 織田信忠」（九―一八頁）を参照されたい。

(36) 財賀寺文書（『愛』11、四五号）。

(37) 「任先判形」とあり先に判物が発給されていたことがわかる。天文十九年十一月八日付で、今川義元から牧野保成に、財賀寺を以前の通り不入とするので祈願所として修造修行に励むよう伝えており（『愛』10、一七五六号）、この時に「先判形」にあたる判物が発給されたと考えられる。

(38) 普門寺文書（『愛』11、八九号）。豊橋市教育委員会編『豊橋市埋蔵文化財調査報告書第14集 普門寺旧境内―総合調査編―』（豊橋市教育委員会・教育部美術博物館・文化財センター、二〇一六年）には写真が掲載され、解説が付されている（二〇三頁）。第五条については、寺内で職人の活動を確認するに留まっている。

(39) 天文十年（一五四二）十一月十五日付けの山王宝殿再造の棟札銘（下五井日吉神社蔵、『愛』10、二二五八号）に、遷宮の供僧として「梧桐寺日

蔵院」が挙げられており、日蔵院は梧桐岡院に属しているとわかる。

なお、当該期の船形寺・桐岡院の動向については、山田邦明「中世後期の船形寺・桐岡院」(前掲注37報告書)に詳述されている。

- (40) 普門寺旧境内には元々堂址(西谷)と元堂址(東谷)があり、それぞれ船形寺、梧桐岡院と呼ばれ、両院が併存していた(前掲注37調査報告書)。寺伝(「船形山開基以来代々忌日記」同報告書三九頁)によれば、天文二年に兵火に遭った後、今川義元は寺法を定めて大破した船形寺と梧桐岡院の両寺の修理を進めるよう指示している(普門寺文書、「愛」10、一七二七号)。西谷本堂の梧桐院への移転や大工に関する問題は、天文二年以来、長く修理の進まない両寺へ再興を促すために行われたものとして位置づけられよう。

- (41) 普門寺文書(「愛」11、八八号)。  
(42) 今川義元判物(参州戸田文書所収、「静」7、二六〇四号)。  
(43) 前注参照。  
(44) 今川氏真朱印状(本興寺文書所収、「静」7、三三三八号)。  
(45) 『日本国語大辞典 第二版 第十二卷』(小学館、二〇〇一年、一三三二頁)「法橋」項。  
(46) 久保田前掲論文。  
(47) 妙覚寺文書(「静」7、三三二四号)。  
(48) 領主としては、大工と寺社の旧縁・縁故による職人の採用は認めていない。そのため桜井氏の説く「縁次第」は、寺社側からの一方的な縁、あるいは一期一会でその都度結ばれる縁を指しており、それまで職人が工事等を請け負ってきたという過去の関係性を意味しない。  
(49) 今川氏真朱印状(中山家文書所収、「静」7、三三二五九号)。  
(50) 旦那の計らいとするものは他に、永禄八年七月二日、今川氏真が駿河国

久能寺観音堂再興に対して定めた掟(今川氏真朱印状、「静」7、三二七三号)がある。「一諸細工人可為檀那計、普請人足其外雖令口論、可任普請奉行意見事」としており、人足の口論については普請奉行が対処することとを規定している。

- (51) 武田家朱印状(静岡浅間神社文書所収、「静」8、三六七号)。  
(52) 西山本門寺文書(「静」8、七三七号)。  
(53) 武田家朱印状写(妙蓮寺文書所収、「静」8、九八三)。  
(54) 御庫本古文書纂二(内閣文庫所蔵、「静」8、一二九一号)。  
(55) 青木文書(片平信弘氏所蔵、「静」8、一六八一号)。  
(56) 参州寺社古文書(「愛」11、一三八四号)。  
(57) 前の「仁」と繋げて「：従先規不相定之所、仁名(二名)」とするか、「各」の誤写の可能性がある。この場合、後者であろう。  
(58) 東浦町村木神社所蔵(「愛」11、九九号)。  
(59) 東浦町村木神社所蔵(「愛」11、一七三三)。「前注58掲載分を含む村木神社所蔵の棟札銘は、原本を確認し、一部文字を補った」。  
(60) 東浦町入海神社所蔵(「愛」11、五九一号)。  
(61) 天正十四年の尾張国若宮・八幡社の社殿再興の棟札銘に「尾州智多郡石浜郷大工彦七郎宗高」(「愛」12、一〇八〇号)、同十八年の尾張国八幡社再興の「棟札銘」にも「尾州知多郡石浜郷大工藤□左門宗高」(「愛」12、一六三七号)とあり、藤原宗高は石浜郷の住人である。宗高は、石浜郷から緒川や大府方面へ出て大工仕事を行っていた。  
(62) 桜井a論文参照。  
(63) 豊橋市 高井正八幡社所蔵(「愛」11、一四一八号)。裏面には「彦衛門彦八郎/小衛門 藤蔵/船形山工僧十輪坊/孫一郎/藤七郎/九衛門大夫」と関係者の名が見える。

- (64) 山田邦明『戦国の活力』(全集日本の歴史第八巻、小学館、二〇〇八年)二五二―二五六頁。同著により、鎌倉材木座の光明寺の傑僧・観普祐崇は、諸国遍歴のなかで信者を獲得し、一代のうちに三〇あまりの寺院を創建したこと、これにあやかっつてか光明寺と関わりのある僧侶らが列島各地で次々と寺院を創建したことが明らかにされている。

- (65) 山田邦明『戦国時代の東三河 牧野氏と戸田氏』(愛知大学総合郷土研究所ブックレット23、あるむ、二〇一四年)。本稿に関係する部分では、東三河において文明三年(一四七一)から天正十八年(一五九〇)の一二〇年間で一〇四件棟札が作られていて頻繁に建築工事が行われていたこと、棟札に百姓が多く登場するようになり寄付行為の出来る一人前の百姓が増えてきたことなどを明らかにしている。

- (66) 東観音寺文書(「愛」10、一二四八・一二四九号)。

- (67) 永禄十一年一月の為当村稻荷社社殿の建立では、棟札に牧野康成が錢十五貫文を寄進していたことが記される(「愛」11、六六六号)など、地域の領主が出資者となっていた。

- (68) 鶴岡八幡宮再建関係の諸種造営の主体の中には職人もおり、経済的に協力した職人の存在も確認されている(佐藤前掲注10論文)。

- (69) 笹本前掲注21著参照。

- (70) 特別展図録『職人の世界』(名古屋博物館、一九八五年)。

- (71) 笹本「戦国時代の職人・商人―甲斐の場合―」(網野義彦・石井進編『帝京大学山梨文化財研究所シンポジウム報告集 中世都市と商人職人』名著出版、一九九二年)。

- (72) 新城市諏訪神社(黒田)所蔵(「愛」11、一二五六号)。

- (73) 乾坤院文書(「愛」10、一〇五号)。

- (74) 広瀬良弘「中世禅僧と授戒会―愛知県知多郡乾坤院蔵『血脉衆』『小師帳』

の分析を中心として―」(木代修一先生喜寿祈念論文集3 民族史学の方法)雄山閣、一九七七年)、同「曹洞禅僧の活動と非農業民」(永原慶二・所理喜夫編『杉山博士追悼記念論集 戦国期職人の系譜』角川書店、一九八八年)。

(75) 筆者は以前、自治体史の編さん委員会の末席で、戦国・織豊期流通について検討を行う中で職人史料も検討したが、筆者が浅学故にその場では「大工職」を定めないとする文言の背景について考察するには至らなかった。同自治体史の編集過程で議論できなかったことは悔やまれるが、本稿は、その後再度検討を行った成果である。



ところなんだと思うようになりました。他の市にはない刈谷の歴史がすごく特別な感じがして、見学をするのがすごく楽しかったです。」と書いている。「刈谷って思った以上にすごいところ」「刈谷の歴史が特別な感じ」という記述から、この生徒が石田退三を学ぶことを通して、郷土への愛着を深めたことが分かる。また、「見学をするのがすごく楽しかった」という記述から、この生徒がこれから始まる歴史学習へ意欲的に取り組むことも期待できる。

#### ④ 祭礼グループ

祭礼グループでは、お祭ひろばで展示を見学しながら、学芸員から大名行列、万燈祭、雨乞笠踊りについて解説を聞いた。お祭りひろばでは、実際に万燈を担ぐ体験も行い、生徒は大万燈の重さに驚いていた。その後、体験講座室へ移動し、小垣江神明社の祭礼やおまんこ、地藏盆といった刈谷に残る祭礼について、さらに詳しく説明を受けた。また、祭りの概要だけでなく、祭りを保存・継承していくために保存会をはじめ多くの人々がかかわっていることも併せて学んでいた。【資料13】



【資料13】学芸員から祭礼の解説を聞く生徒

祭礼グループの見学直後の感想では、「私は刈谷市歴史博物館の見学を通して、少し遠くのものに思っていた刈谷市の祭礼が、とても長い歴史を持っていて、現代に何か形に残っていることを知って、少し身近に感じました。でも、やはり長い歴史を身近に感じることは難しかったです」と書いた生徒がいた。この生徒は見学の目的を「万燈を近くで見たい」「万燈はどんな材質で出来ているのか知りたい」としていたが、見学で想定した以上の情報と出会い、刈谷の祭礼がもつ奥深さを味わったことが「難しかった」という感想に表れたのではないかと考える。

しかし、単元の終末の感想では、「万燈や山車をじっくりと見れたから、日本の文化や美しさ、尊さやこれから守り継いでいかなければいけないということなど、実際に見たり経験したことから発見したり考えたりすることができてとても楽しかったです」「情報だけを頭にいれるよりも、実物や事実、歴史から自分の考えを練り上げていく方が、よりよい考え、深い考えになると思いました。実物はなかなか見れないし、やはり専門家の人に質問ができてよかったです」と書いている。これらの記述から、この生徒が今回の見学に満足し、実際に見学することや学芸員とかわるこのよさを実感できたことが分かる。

### (3) 成果と課題

#### ① 成果

生徒の感想から、見学プログラムが自分の課題解決につながり、学びの満足感を得たことが分かった。また、「見学を終えて、私は始め刈谷には歴史で有名なことはあまり無いと思っていたけど、今回の見学を通して、刈谷には通史に関係する歴史上の人物がたくさんいることが分かりました。これからは刈谷のことをもっと知って、刈谷に暮らしていることに誇りをもちたいです」という感想があった。見学を通して、これから社会科で学ぶ通史と刈谷が結び付いていることに気づき、刈谷のことをもっと知りたいと書いていることから、歴史学習への意欲が高まっていると考えられる。また、「刈谷に暮らしていることに誇りをもちたい」から、郷土への愛着を高め、よりよい社会を築きたいと願う社会参画への意識の高まりも感じられた。

なお、学芸員の感想にも「興味がある生徒だったので解説しやすかった」とあり、今回の見学プログラムが富士松中、歴博双方にとっても利点があったと考えられる。

#### ② 課題

今回の見学プログラムは、日程の都合上、午前2クラス(73人)、午後3クラス(105人)で行った。グループによっては担当学芸員に対する人数が多く、一人一人の課題を把握して解説することが難しいことがあった。また、対応のために多くの学芸員が必要なため、日程調整が難しいなどの問題もある。今後、中1見学でこのプログラムを行うのは難しいが、効果的な方法ではあるので活用できる場を模索していきたい。

また、今回の見学で終わりではなく、生徒が今後も継続的に刈谷の歴史に興味をもち、歴博を利用してもらえるような企画を計画していく必要がある。

#### おわりに

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行によって、中1見学・小3万燈体験が中止となるなど、学校から歴博に見学に来ることが難しい状況だった。令和3年度以降は感染症対策を徹底しながら効果的な見学を行う方法を模索していく必要がある。また、バスの費用が予算化された見学以外に学校が歴博を活用することは、交通手段や時間の確保などの面から歴博から遠い学校ほど難しい状況である。今後は、「来てもらう」だけでなく、学芸員が学校に「出向く」出前講座を行うことも、博学連携事業の中核として位置づけ取り組んでいきたい。

#### 参考資料

「課題意識をもって歴史を追究する中学校社会科授業」野々目将之・真島聖子『探究』論文30号  
愛知教育大学社会科教育学会

事前学習で用いる副教材「わたしたちの郷土」【資料8】で紹介されている内容も歴博の展示内容とほぼ一致していたため、生徒の興味・関心もこの範囲の中に収まった。そこで、生徒の興味・関心に対応した4つの大きなグループによる見学プログラムを作成した。【資料9】

グループ名	古代		近世		近代		祭礼	
	人数	AM 32	PM 42	AM 29	PM 24	AM 9	PM 24	AM 3
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刈谷の縄文時代について（解説）</li> <li>・遺物観察</li> <li>・常設展示見学</li> <li>・遺物整理室見学</li> <li>・質疑応答</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設展示見学</li> <li>・亀城公園史跡巡り</li> <li>・刈谷城について（解説）</li> <li>・質疑応答</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設展示見学</li> <li>・石田退三旧宅見学</li> <li>・豊田自動織機誘致と刈谷の発展について（見学）</li> <li>・質疑応答</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・常設展示見学</li> <li>・刈谷の祭礼について（解説）</li> <li>・質疑応答</li> </ul>	
対応学芸員	1名		2名		1名		1名	

【資料9】富士松中見学プログラム

見学プログラムでは、各グループに専門性の高い学芸員を配置し、常設展示の解説や質疑応答の時間を設定した。グループの人数は、生徒の希望を重視したため、最も多いグループが42人で最も少ないグループが3名と差が出た。

また、生徒の理解を深めるために、近世と近代では博物館の中だけでなく、徒歩で移動できる刈谷城址を含む亀城公園の散策や、豊田自動織機製作所やトヨタ自動車工業の社長を務めた石田退三旧宅の見学も取り入れた。石田退三旧宅の見学では、館内案内や質疑応答などで石田退三記念財団の方の協力を得た。

## （2） 見学当日の様子

### ① 古代グループ

古代グループは、最初に講座室で刈谷の縄文時代の海岸線と遺跡の分布の関係や、人々の生活について説明を聞いた。その後、土器や石器、貝殻の実物を観察したり、粘土に竹や縄で文様をつけたりした。特に、土器の観察では、刈谷で出土された土器の特徴である竹の文様を、実際の土器の文様に竹の断面を当てはめて確認していた。その後、歴史ひろばや遺物整理室、遺物収蔵庫の見学をした。生徒たちは、身近な刈谷市でも縄文時代の人骨が発掘されていたことや、これまでに発掘された土器や石器などの遺物が大量に収蔵されていることに、とても驚いていた。【資料10】



【資料10】遺物整理室の見学

見学後の感想で、「実際に人骨を見てみて、丁寧に埋めてあることが分かりました。穴を掘り、手を体の上に組んでのせて、足はひざを曲げてアクセサリなどを供えてとても丁寧にしました。今と同じように、埋葬する時は丁寧に扱って大切に埋めていたことが分かりました」と書いた生徒がい

た。また、この生徒は「昔も今も同じように、亡くなった人を丁寧に埋葬するところや、住みやすいような家にするために土地の場所を考えたり、似ているところが意外にたくさんあることにびっくりしました」とも書いている。「丁寧に」を数多く使ったことや「意外」と書いたことから、今回の見学を通して、この生徒が縄文時代を生きた人々と現代に生きる自分との共通性に気づき、縄文文化の精神性の豊かさについて認識を深めたと考えられる。

### ② 近世グループ

近世グループは、最初に歴史ひろばのジオラマを囲んで、刈谷城が築城されるまでの経緯や、城の構造と現在の位置関係などの説明を聞いた。その後、2グループに分かれて亀城公園へ行き、櫓や門、堀など城にかかわりがある場所を学芸員から説明を聞きながら見学した。生徒たちは、小学校のころから何気なく訪れていた亀城公園が、歴史と大きく結びついた場所であることに驚いていた。亀城公園から戻ると、再び歴史ひろばで初代藩主水野勝成をはじめ、刈谷藩を治めた歴代藩主のことや、幕末に活躍した天誅組について説明を受けた。【資料11】



【資料11】刈谷城址の見学

見学後の感想では、「こんな身近に、こんなすごい遺産があると知りました。僕が特に驚いたのが、刈谷城を壊すのを止めた人がいると聞いて、その人がすごいと思いました。なので、僕も大人になったら、遺産とかを大切に後世につなげられるような人になりたいです」と書いた生徒がいた。「こんな身近に、こんなすごい遺産」という記述から、今回の見学によって自らの刈谷城址に対する価値観を築くことにつながったことが分かる。また、「遺産とかを大切に後世につなげられるような人になりたいです」からは、よりよい社会形成に向かう態度が育成されていることが分かる。

### ③ 近代グループ

近代グループは、最初に石田退三旧宅の見学を行った。石田退三旧宅では、石田退三記念財団の方から、石田退三ゆかりの品々を見ながらその生涯について話を聞くことができた。石田退三旧宅の見学の後は歴博に戻り、学芸員から、豊田自動織機製作所の進出から始まる刈谷の発展について解説を受けた。【資料12】

見学後の感想では、「私は、トヨタの人は豊田（市）の人で、刈谷は直接はそんなに関係ないのかなと思っていましたが、刈谷に石田退三の家があると知って驚きました」と書いた生徒がいた。「直接はそんなに関係ない」という認識が、見学によって変化したことが分かる。この生徒は続けて、「家に実際に行って、この家で会社のことを考えていたのかなと思うと、私ってすごい見学をしたんだなと実感したし、刈谷って思った以上にすごい



【資料12】石田退三旧宅の見学



土資料館を訪れた。初任者が歴博や郷土資料館の存在を知り、市の歴史に触れることができた有意義な時間となった。

依頼を受けた研修だけでなく、歴博が主催して「博学連携情報交換会」を行った。【資料6】市内小・中学校から25名の教職員が集まり、館内見学をした後、効果的な見学の在り方や連携ができそうな教科や単元について学芸員とともに意見を出し合った。これらの研修以外にも、授業で利用する際の解説や見学の内容について、教員と担当学芸員・指導主事とで事前に打ち合わせを行った。幸い市内には熱心な先生が多く、下見や打ち合わせに足繁く来館してくれた。児童・生徒だけでなく、多くの教職員に博物館に足を運んでもらい、博物館を知ってもらうことが博学連携の第1歩となると考える。今後もこのような機会を定期的に設けていくことが大切である。



【資料6】博学連携情報交換会

## 2 富士松中の実践事例

### (1) 見学プログラムの作成

富士松中では、「課題意識をもって歴史を追究する中学校社会授業」をテーマに、歴史学習の導入と歴史博物館（以下歴博）見学の事前学習を組み合わせる単元を仕組んだ。【資料7】

段階	単元構想（8時間完了）学習課題・予想される反応や発言 生徒の思いや思考	〈教師の支援〉
事前指導	<p>①歴史博物館ってどんなところだろう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ARで刈谷城が見えるんだ。</li> <li>・万燈の体験もできるんだって。</li> <li>・依佐美の鉄塔の記念館にもよるんだって。ちょっと楽しみな。</li> </ul> <p>歴史博物館の見学おもしろそうだな。ちょっと楽しみ。見学に向けて、刈谷の歴史について少し調べてみたい。</p>	<p>歴博の館長からのビデオレターを視聴し、見学への意欲を高める。</p>
	<p>②歴史博物館の見学に向けて、小学校の歴史学習を、時代区分を確認しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊臣秀吉の刀狩りや検地などをして、天下統一をした。</li> <li>・弥生時代には米作りが始まった。</li> </ul> <p>③小学校の歴史学習で最も印象に残っていることと刈谷の歴史をリンクさせ、博物館で見たい展示品を探そう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水野勝成は近世に活躍した人物なんだね。江戸時代の成立とも深く関わっているらしい。</li> <li>・依佐美の送信所は戦争の遺産で、現代の遺産だね。詳しいことを調べてみたい。</li> <li>・刈谷市に縄文時代の遺跡があるなんて知らなかった。わたしたちの郷土なら詳しく載っているのだから、読んでみたい。</li> </ul> <p>それぞれの時代の刈谷ってどんな様子だったんだろうか。副読本や見学などで調べてみたい。</p>	<p>小学校の歴史学習で学んだことを出し合わせ、時代ごとに分類することを通して、どの時代にどんなことがあったのかを振り返らせる。わたしたちの郷土の目次を時代ごとに分類させることで、全体史と地域史とを結びつけて考えさせ、その時の刈谷はどんな時代だったのかに目を向けさせる。小学校の歴史学習で最も印象に残っていることを記述させ、仲間に伝えさせる。それにより、自身の関心のある時代を明確にさせる。</p>

	<p>④それぞれの時代の刈谷はどんなようすだったのだろうかを博物館で調べるための課題を作ろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刈谷市にも縄文時代の遺跡があるということは、魚や貝を取って暮らしたり、貝塚があったりしたのだろうか。</li> <li>・依佐美送信所のような戦争に関わる遺産もあるんだ。太平洋戦争では刈谷も大きな被害を受けたのか。</li> </ul> <p>歴史博物館で当時の刈谷の様子を聞いたり、調べたりしてみたい。学芸員さんに質問できるので、〇〇について聞いてみよう。</p>	<p>展示内容やわたしたちの郷土、通史の確認などを通して、博物館見学で明らかにしたい課題をもたせる。</p>
見学プログラム	<p>⑤⑥課題が明らかになるような見学にしよう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縄文時代に屈葬で埋葬された人骨や土器などが多数展示してあった。学芸員さんの話やバックヤード見学から土器の復元にはとても時間がかかることが分かった。</li> <li>・戦国の後期には刈谷は、刈谷城が作られ、水野氏が支配していた。今は公園になっているけど、ちゃんとしたお城があったことが分かった。</li> </ul> <p>展示物の説明や学芸員さんのお話などで、刈谷の町にもたくさん歴史の遺産があることが分かりました。疑問に思ったことが聞けて、ちょっと刈谷の歴史に詳しくなれました。</p>	<p>課題をもって博物館見学に行き、自らの質問をしたり、課題に沿って展示物の内容を見せたりする。</p>
事後のまとめ	<p>⑦⑧見学レポートを作ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体史では江戸幕府ができ、武家諸法度ができ、刈谷では刈谷藩が作られ、ちゃんとお城もあった。水野家が治めていて、初代は水野勝成だった。同じ近世では、野田の雨乞いなども始まるなど、農民も苦勞して生きていた。</li> </ul> <p>見学を通して、刈谷の歴史が少しだけ分かった。刈谷にも歴史があって、これから歴史を勉強するときにその時の刈谷の様子も気にしたい。</p>	<p>見学レポートを書く活動を通して、どのような学びがあったか表現させる。見学レポートの中に学びの振り返りを記述させることで地域史にも目を向けさせ地域の理解を深めるきっかけになったことを意識させる。</p>

【資料7】単元構想図（「課題意識をもって歴史を追究する中学校社会科授業」野々目将之・真島聖子「探究」論文30号 愛知教育大学社会科教育学会）

単元は「①事前学習」（第1～4時）「②見学プログラム」（第5～6時）「③事後のまとめ」（第7～8）の3段階で構成されている。①では、中学校の歴史学習の導入で、小学校での学習を振り返ることを通して刈谷の歴史に興味をもたせ、個別の追究課題を設定し生徒の見学への意欲を高めようとしている。そして、②③でその課題を見学で解決し表現することで、生徒に学びの満足感をもたせようとしている。

この単元構想での歴博の大きな役割の1つは、生徒が見学で追求・解決できる課題の設定範囲をあらかじめ決めるために、「歴博でできること」について教員と共通理解を図ること。2つ目は、生徒が設定した追究課題を把握し、課題解決につながる見学プログラムを提案することである。

見学プログラムの作成にあたって生徒の実態をつかむために、富士松中の担当教諭と打ち合わせを繰り返し行った。歴博の常設展示では、「古代」「近世」「現代」の3つの時代区分と刈谷の代表的な「祭礼」をテーマに刈谷の歴史を紹介しているが、生徒たちが



【資料8】わたしたちの郷土  
刈谷市教育委員会編



# 令和元（2019）年度の博学連携事業の報告

指導主事 中村 雅至

## はじめに

刈谷市歴史博物館（以下歴博）では、多くの児童や生徒、教職員に利用してもらうことを主眼に博学連携に取り組んだところ、市内・外の教育関係機関から多大なるご協力をいただき、開館した令和元（2019）年度は3,341名の児童・生徒、112名の教職員を受け入れることができた。ここにその内容を報告し、今後のよりよい博学連携事業の在り方を模索していきたい。

## 1 博学連携事業の概要

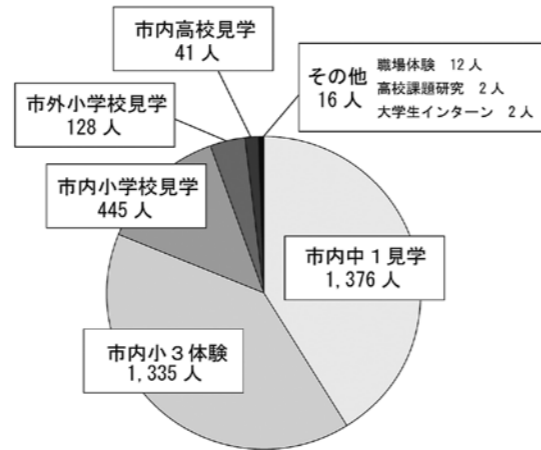
### （1）見学での利用

児童・生徒の利用目的の多くは見学で、市内中学校1年生見学（以下市内中1見学）と市内小学校3年生万燈体験（以下市内小3体験）が全体の8割を占めている。【資料1】この2つは来館するためのバスの費用を予算化しており、今後も継続していく予定である。

市内中1見学は、5月中旬から6月中旬に計11日間行った。午前・午後にそれぞれ最大2クラスずつ（70名）が来館し、1クラスを3つのグループに分けて、常設展示室「歴史ひろば」

「お祭りひろば」や埋蔵文化財を整理する「遺物整理室」などのバックヤードを、それぞれ学芸員が解説しながら見学した。もう一方のクラスは講座室で「刈谷の縄文時代」をテーマに、学芸員による講座や土器や石器に触れる体験を行った。【資料2】

また、刈谷市立富士松中学校（以下富士松中）は、市内中1見学の事前学習と社会科の歴史



【資料1】児童・生徒受け入れの内訳

時間	A(35人)	B(11~12人)	B(11~12人)	B(11~12人)
9:00				
9:05				
9:10				
9:15				
9:20				
9:25				
9:30				
9:35				
9:40				
9:45				
9:50				
9:55				
10:00				
10:05				
10:10				
10:15				
10:20				
10:25				
10:30				
10:35				
10:40				
10:45				
10:50				
10:55				
11:00				

【資料2】市内中学校1年生見学プログラム

学習の導入を関連付けて学習を展開し、他の中学校と違う見学プログラムを実施した。（詳細は後述）

さらに、歴博見学のあと、より市内の歴史への理解を深めようと依佐美送信所記念館も訪れ、依佐美送信所記念館ガイドボランティアの会の方から説明を受けた。

市内小3万燈体験は、11月中旬から1月下旬の計17日間行われた。この見学では、午前中に刈谷市郷土資料館で昔のくらしや道具について体験・見学を行ったあと歴博へ移動し、「刈谷万燈保存会」の方の協力を得て、お祭りひろばで保存会の方による祭りの説明や、屋外で児童が実際に万燈を担ぐ体験活動を行った。【資料3】



【資料3】小3万燈体験の様子

この他にも独自に社会科や総合的な学習で見学を計画し来館した小学校が5校あった。社会科では、小学校6年生が縄文時代の学習で、市内で発掘された遺物に触れたり歴史ひろばの展示を見学したりした。また、小学校6年生が近代の学習で、小学校4年生が「郷土の発展に尽くす」の単元で、企画展「刈谷の近代化と豊田佐吉・喜一郎」を見学に訪れた。豊田式木製人力織機をはじめとする展示された実物を、子どもたちは食い入るように見ている。総合的な学習では、小学校6年生が企画展「発掘された中条遺跡展」を見学した。「地域を学ぶ」ことをテーマに、自分たちの学区にある中条遺跡について学芸員の解説を聞き見識を深めていた。

高等学校の生徒も、刈谷北高等学校国際教養科41名が、ホームステイで訪れたオーストラリアマクレランカレッジの生徒とともに来館した。「刈谷歴史ツアー」と名付けられた学習活動で、生徒たちはペアの留学生に展示内容を英語で説明したり、ともに万燈を担ぐ体験をしたりしながら親睦を深めていた。

### （2）その他の利用

見学以外では、中学生の職場体験、高校生の課題研究への協力、大学生のインターンシップで、計17名を受け入れた。特に中学生の職場体験では、遺物整理室で発掘した土器を復元したり資料をクリーニングしたりする体験と、刈谷の歴史を調べレポートにまとめる体験を行った。【資料4】見学以外の利用は僅かであったが、生徒が博物館の魅力を体験できる貴重な機会となっていた。

児童・生徒だけでなく、教員ともかかわりを多く持った。【資料5】開館して間もない当館への関心は高く、碧南市や豊田市の教職員が施設見学に訪れた。また、市内の初任者が研修で歴博と郷

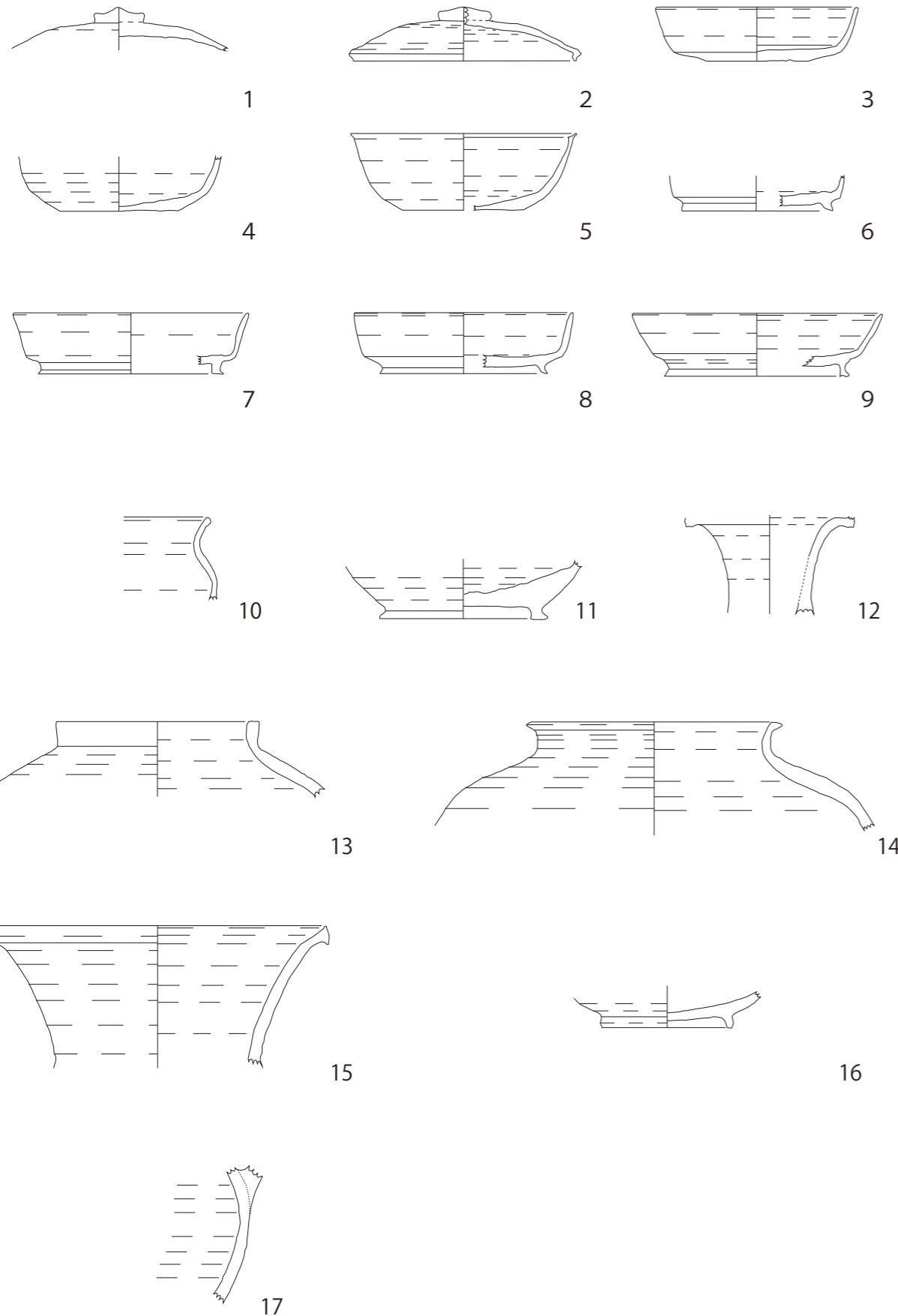


【資料4】中学生職場体験の様子

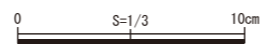
名称	期日	人数
刈谷市初任者研修	8/7	29人
碧南市社会科教員研修	8/8	28人
10年経験者研修	7~8月	3人
豊田市教職員研修	8/22	27人
博学連携情報交換会	8/22	25人
計		112人

【資料5】教職員研修の内訳





第2図 西石根第7号・10号窯実測図



### おわりに

今回西石根第7号窯の整理を行い、刈谷市の所蔵資料には愛知県陶磁美術館に所蔵されているような大型の平瓶や陶塔等といった特殊品はみられず、供膳具のみであった。時期については、谷沢氏による表採資料も従来から言われている鳴海32 (NN-32) 号窯式期と同様であると考えられる。また、刈谷市所蔵の資料以外にも愛知県陶磁美術館所蔵の西石根第7号窯の遺物にも西石根第10号窯の遺物の混ざり込みを確認でき、他の窯の資料についても検討する必要がある。

今後も引き続き井ヶ谷古窯の資料について調査、整理、検討を行っていきたい。

### 謝辞

本稿を草するにあたり、愛知学院大学藤澤良祐教授、愛知県陶磁美術館大西遼氏にご教示いただきました。末尾ながら感謝いたします。

### 参考・引用文献

- 檜崎彰一1980『愛知県 猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告 (I)』愛知県教育委員会
- 斎藤孝正1987「猿投窯IV期における須恵器生産の様相」『名古屋大学文学部研究論集』XCVⅢ (史学33) 名古屋大学文学部
- 斎藤嘉彦1989『増補井ヶ谷古窯址群 愛知教育大学所蔵考古資料調査報告』愛知教育大学
- 杉浦知1997『刈谷の考古資料図録—谷沢靖氏寄贈資料Ⅱ—』刈谷市教育委員会
- 城ヶ谷和広2015「西石根第7号窯」『愛知県史 別編古代猿投系』愛知県史編さん委員会
- 大西遼2018『知られざる古代の名陶 猿投窯』愛知県陶磁美術館

西石根7号窯は、「盗掘により窯壁の一部露出 遺物散布」という記述がある。刈谷市教育委員会が昭和53年（1978）に分布調査を行った際にも盗掘による穴がいくつか確認されている。その後発行された『愛知県猿投山西南麓古窯跡群分布調査報告書』（梶崎・斎藤他 1980）には窯体は残存していると記述がある。

これらの記述や陶磁美術館で保管されている遺物の量を考えると、名古屋大学の発掘調査から愛知教育大学の調査までの約10年間に盗掘されたというよりは、名古屋大学の発掘調査の痕跡を後の踏査で盗掘としている可能性がある。

### 3 採集遺物（第2図、第1表・第2表）

陶磁美術館に収蔵されている資料は、須恵器の無台椀や有台杯などの供膳具のほか、大形の平瓶や陶塔等の特殊品も出土している（愛知県陶磁美術館2018）。

刈谷市に収蔵されている谷沢靖氏による採集品は、須恵器72点と灰釉陶器2点である。『刈谷の考古資料図録』に掲載している7点と未掲載67点を含めて全部で74点であり、未掲載分のうち17点を図化した。採集品の器種については第1表のとおりである。

#### （1）杯蓋

1・2は杯蓋で、天井部1/2ほどヘラケズリを施す。2点とも低い宝珠鈕がつく。

#### （2）無台杯

3～5は無台杯で、器高は3.1～4.3cmのものがある。全て底部をヘラケズリしており、胎土は密、焼成良好である。5のみ口縁部の形状が3、4と異なる。

#### （3）有台杯

6～9は有台杯で、高台径3.6～3.7cmと比較的統一されている。底部はヘラケズリを施し、高台は、接着面に凹面あるいは平坦面を有する。体部はまっすぐに立ち上がるものが多い。

#### （4）短頸鉢

10は短頸鉢で、肩部にやや丸みをもち口縁部に至り、口縁部は丸みを帯びている。胎土は密、焼成良好である。

#### （5）瓶類

11は瓶類の底部で、底部内面には降灰がみられ、ボロも付着している。胎土は密、焼成良好である。12は瓶類の口縁部であり、口縁上部が一部欠損している。内外面にボロが付着している。

第1表 谷沢氏採集資料 西石根第7号窯・10号窯

	谷沢1997	未掲載	合計
無台杯	1	6	7
有台杯	2	11	13
杯類か		7	7
盤		2	2
短頸鉢	1	2	3
瓶類		6	6
短頸壺	1		1
壺		1	1
甕		1	1
甕(体部のみ)		3	3
不明		10	10
灰釉陶器		2	2
	7	67	74

#### （6）壺類

13は短頸壺で、口縁部は直線的であり、体部に向かってやや開く。口縁部上面から体部にかけて釉薬がかかっている。また、内面にはボロが付着しており、胎土は密、焼成良好である。14は壺と考えられ、口縁部から体部にかけてゆるやかに湾曲する。

#### （7）甕

15は甕で、口径は残存している部分から推定すると20cmである。縁帯部は上方は積み上げ、下端は少し垂れ下がる。口縁部から頸部に向かって直線的に伸びる。

#### （8）灰釉陶器

16と17はともにK-90号窯式期の灰釉陶器で、16は椀で内面にかさね焼き痕、釉薬が確認できる。底部にはヘラケズリが施されている。17は把手の部分が欠損しているが、把手付長頸瓶である。

17は体部内面に谷沢氏の字（と思われる）で「西石根第7号窯」、16は底部に「西石根第7号窯 窯の南方」と記載されているが、南西に位置する灰釉陶器の窯である西石根第10号窯のものであると考えられる。他にも「窯の南方」と書かれている破片がいくつかあるが、須恵器であり、この2点が混入品であると考えられる。

第2表 西石根第7号窯・10号窯実測遺物観察表

No.	種別	器種	法量 (cm)			焼成	色調	胎土	注記	谷沢図録掲載	備考
			口径	器高	底径						
1	須恵器	蓋	(12.6)	(2.4)	-	良好	暗茶色	密	西石根第7号窯	○	
2	須恵器	蓋	(13.4)	(1.4)	-	良好	茶褐色	密	西石根第7号窯	○	
3	須恵器	無台杯	(12.0)	3.1	(6.0)	良好	暗茶色	密	西石根第7号窯	○	
4	須恵器	無台杯	-	(3.2)	(7.0)	良好	暗茶色	密	西石根第7号窯		
5	須恵器	無台杯	(13.4)	4.3	(7.2)	良好	暗灰色	密	西石根第7号窯		
6	須恵器	有台杯	-	(2.1)	(9.0)	良好	灰色	密	西石根第7号窯	○	
7	須恵器	有台杯	(14.0)	3.6	(11.0)	良好	暗茶色	密	西石根第7号窯	○	
8	須恵器	有台杯	(13.0)	3.6	(10.0)	良好	暗茶褐色	密	西石根第7号窯		
9	須恵器	有台杯	(14.8)	3.7	(11.0)	良好	暗茶色	密	西石根第7号窯		
10	須恵器	短頸鉢	(15.0)	(4.9)	-	良好	暗茶色	密	西石根第7号窯	○	
11	須恵器	瓶類	-	3.2	10.0	良好	灰色	密	西石根第7号窯		
12	須恵器	瓶類	5.0	(7.2)	-	良好	灰色	密	西石根第7号窯		
13	須恵器	短頸壺	12.0	(4.0)	-	良好	灰色	密	西石根第7号窯	○	
14	須恵器	壺	(14.0)	(6.0)	-	良好	灰色	密	西石根第7号窯		
15	須恵器	甕	(20.0)	(8.3)	-	良好	灰色	密	西石根第7号窯		
16	灰釉陶器	椀	-	(2.2)	7.8	良好	灰色	密	西石根第7号窯南方		10号の誤りと考えられる内面重ね焼き痕、内面釉薬あり
17	灰釉陶器	把手付長頸瓶	-	(8.0)	-	良好	灰色	密	西石根第7号窯		10号の誤りと考えられる



# 西石根第7号窯 (IG-67) の須恵器、灰釉陶器 —刈谷市所蔵の谷沢資料から—

河野あすか

## はじめに

刈谷市の北部、豊田市の南西部には古代から中世にかけての古窯が77基存在し、井ヶ谷古窯群と呼ばれている。そのうち31基が刈谷市の指定史跡となっている。井ヶ谷古窯群は、井ヶ谷町の洲原池・大池・広沢池・牛池の周辺に分布し、碧海台地より古く、一段高い拳母台地に広がっている。この地域は瀬戸陶土層に連なる良質な粘土を含んでいる。井ヶ谷古窯群の中で最も古い時期の窯は8世紀後半で、9世紀前半頃に最盛期を迎え、9世紀後半から10世紀にかけて衰退していったとされる。

今回紹介する西石根第7号窯の出土品は現在愛知県陶磁美術館（以下 陶磁美術館）と刈谷市歴史博物館に保管されている。陶磁美術館に保管されている資料については、愛知用水関連の資料として保管されており、刈谷市歴史博物館に保管されている資料は、刈谷高校の教諭であった谷沢靖氏によって採集された資料である。本稿では、刈谷市所蔵の西石根第7号窯の資料について整理を行い、その成果を報告する。

## 1 概要

西石根第7号窯は、井ヶ谷地区北端のほぼ黒笹地区と接するところに位置し、刈谷市の指定史跡となっている。窯体は境川の支流である茶屋川の南約300mに所在し、平野に張り出した低位丘陵の先端付近の北西向き斜面に構築されている。標高は約30mである。西石根第7号窯の南西には平安時代の窯とされる西石根第10号窯 (IG-61) が位置する (第1図)。



第1図 西石根第7号 - 第10号の位置図 (12500分の1)

窯体は半地下式の窖窯で、床面はほぼ完存していた。全長は7.4m、最大幅は約1.7mである。平面形は寸胴であるが、焼成部中央部付近がやや胴張りとなる。床面傾斜角は焼成部前半部で約20度であるが、奥壁の手前約2.2mの所で傾斜が変わり、約30度と急になる。奥壁は丸みをもっており、30cmほど立ち上がり、煙道部へと続く。舟底ピットがあったかどうかは確認されていない (愛知県史 2015)。

## 2 過去の調査・報告

昭和35年 (1960) に名古屋大学により発掘調査が行われ、窯体と灰原が検出されている。

愛知教育大学発行の『井ヶ谷古窯址群』 (新行・加藤他 1970) によると、昭和42~44年の調査で、

刈谷市歴史博物館 研究紀要 第1号

令和2年度

令和3年3月31日発行

編集・発行 刈谷市歴史博物館

〒448-0838

愛知県刈谷市逢妻町4丁目25番地1